

令和5年第3回

太子町議会定例会会議録

開会 令和5年9月1日

閉会 令和5年9月27日

太子町議会

令和5年 第3回太子町議会定例会会議録目次

第1日（9月1日）

開会宣告	9
会議録署名議員の指名	10
会期決定の件	10
諸般の報告（監査）	11
報告第6号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件（町長提出議案）	11
議案第21号 太子町立公民館解体撤去工事請負契約締結の件（町長提出議案）	12
議案第22号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について（町長提出議案）	13
認定第1号 令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第2号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第3号 令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第4号 令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第5号 令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第6号 令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第7号 令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長提出議案）	14
議案第23号 太子町子ども・子育て会議条例中改正の件（町長提出議案）	17
議案第24号 太子町空家等対策協議会条例中改正の件（町長提出議案）	17
議案第25号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）（町長提出議	

	案) ……………	18
議案第26号	令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (町長提出議案) ……………	18
議案第27号	令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)(町 長提出議案) ……………	18
議案第28号	太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求 める件(町長提出議案) ……………	20
散 会	……………	21

第2日(9月25日)

開 議	……………	25
一般質問	……………	25
議案第29号	太子町国民健康保険条例中改正の件(町長提出議案) ……………	72
議案第30号	令和5年度太子町一般会計補正予算(第6号)(町長提出議 案) ……………	73
議案第31号	令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (町長提出議案) ……………	73
散 会	……………	74

第3日(9月27日)

開 議	……………	78
諸般の報告(南河内環境事業組合議会)	……………	78
議案第22号	柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について (総務まちづくり常任委員長報告) ……………	80
認定第1号	令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について(決算 常任委員長報告) ……………	80
認定第2号	令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて(福祉文教常任委員長報告) ……………	80
認定第3号	令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定につ いて(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	80

認定第4号	令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）	80
認定第5号	令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）	80
認定第6号	令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）	80
認定第7号	令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務まちづくり常任委員長報告）	80
議案第23号	太子町子ども・子育て会議条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第24号	太子町空家等対策協議会条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	80
議案第25号	令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）（予算常任委員長報告）	80
議案第26号	令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第27号	令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第29号	太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第30号	令和5年度太子町一般会計補正予算（第6号）（予算常任委員長報告）	80
議案第31号	令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）	80
議員提出議案第3号	ヤングケアラー支援を求める意見書（案）（議員提出議案）	101
議員提出議案第4号	「地域公共交通対策特別委員会」設置を求める動議（議員提出議案）	102
選任第1号	地域公共交通対策特別委員会委員の選任	105
	閉会中の継続審査の申し出について	105
閉	会	108

【第 1 日】

令和5年 第3回太子町議会定例会会議録

令和5年9月1日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	辻本知也君
秘書政策課長	西本武史君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
企画担当課長	小泉大吾君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	小南考弘君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長 正野正 書記 木下雄平

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査）
- 日程第4 報告第6号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件（町長提出議案）
- 日程第5 議案第21号 太子町立公民館解体撤去工事請負契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第22号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について（町長提出議案）
- 日程第7 認定第1号 令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第8 認定第2号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第9 認定第3号 令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第10 認定第4号 令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第11 認定第5号 令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第12 認定第6号 令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第13 認定第7号 令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長提出議案）
- 日程第14 議案第23号 太子町子ども・子育て会議条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第15 議案第24号 太子町空家等対策協議会条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第16 議案第25号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）（町長提出議案）
- 日程第17 議案第26号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）

日程第18 議案第27号 令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）

日程第19 議案第28号 太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）

○議長（山田 強君） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会が招集されました。

皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
います。

それでは、開会に当たり町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに議員各位のご参集の下、令和5年第3回太子町議会定例会が開催され、議員の皆様には何かとお忙しいところをご出席賜り、誠にありがとうございます。また、平素より議員はじめ住民の皆様には町政の運営にご理解とご協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出いたします案件についてでございますが、報告といたしまして、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の1件。事件案といたしまして、太子町立公民館解体撤去工事請負契約締結の件ほか1件。決算認定としまして、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてほか6件。条例案といたしまして、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件ほか1件。予算案としまして、令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）ほか2件。人事案として、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の1件。以上、合わせまして16件のご審議をお願いいたします。

さて、令和4年度一般会計決算の状況についてご報告をいたします。

歳入では、子育て世帯への臨時特別給付金事業の給付事業事業費補助金など国庫支出金が減額となった一方で、町税や地方交付税、寄付金などが増額となり、全体として対前年度比1.4%の増加となりました。一方、歳出では子育て世帯への臨時特別給付金や生涯学習施設等整備事業などの投資的経費が減額となりましたが、ふるさと太子応援寄付金事業や戸籍住民登録事業における住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付に係る経費などが増額となり、全体としては対前年度比2.0%の増額となりました。

なお、経常収支比率につきましては、前年度から0.9ポイント改善し87.9%となり、実質収支についても昨年度に引き続き黒字決算となりました。

以上、収支や財政指標については改善点が見られるものの、依存財源と言われる地方交付税、地方譲与税、国・府支出金、共済等の合計は歳入総額の64.5%を占め、依

然として国や府に依存した財政構造となっていることから、引き続き自主財源の確保に努めながら、不断のP D C Aサイクルによる施策の点検評価を行いつつ、限られた財源をより有効活用していくとともに、5月に設置した南河内地域2町1村未来協議会における行政課題やその対応方策についての検討も踏まえ、更なる行財政改革や公民連携、広域連携に取り組むことで、より持続可能で安定した町政運営を行ってまいりますので、議員の皆様のご協力、ご理解を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、お手元に配布しております令和4年度主要施策報告書によりご報告申し上げますが、初めに新型コロナウイルス感染症に係る主要な取組についてご報告をさせていただいた後、第5次総合計画における柱に沿ってご報告申し上げます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が第7波、第8波と繰り返される中、ウクライナ情勢を契機とした原材料やエネルギー等の価格高騰に円安の進行が更なる拍車をかけ、住民生活や地域経済に大きな影響が及ぼされた1年でありました。こうした厳しい社会情勢の中、本町におきましては富田林医師会と連携を図りながら新型コロナワクチン接種体制を着実に確保するとともに、国交付金を活用した感染防止対策や生活、暮らしへの支援に加え、原油価格、物価高騰やエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策、中小企業や子育て世帯への支援などを実施いたしました。

初めに、新型コロナウイルス感染防止対策として、住民が3密を避け、自宅から議会を視聴するための議会映像配信システムの導入を議員の皆様のご協力の下に行い、また、総合福祉センタートイレの非接触化のための改修工事などを実施いたしました。

次に、生活、暮らしへの支援として、自宅療養等応援パックを引き続き実施するとともに、コロナ禍における子どもたちの個別最適な学びの充実を図るため、町立小中学校にICT支援員を配置し授業等のサポートを実施いたしました。

次に、原油価格、物価高騰対策として、一般水道基本料金の全額免除や町立幼稚園及び小中学校の給食費無償化を引き続き実施し、広く住民の経済的な負担軽減を図りながら、燃料価格高騰の影響を大きく受けた交通事業者や運送事業者並びにハウス栽培農業者への支援金の交付や、民間保育所、認定こども園への給食材料費の補助等を行いました。

更に、エネルギー、原材料、食料等の安定供給対策として町内消費を喚起し、地域経済及び住民生活を下支えするため、キャッシュレス決済のポイント還元による事業者支援を実施するとともに、事業系ゴミシール購入代金の助成や介護保険や障がい福祉サー

ビス事業所に対する支援金の交付等を実施いたしました。

このほか、中小企業や子育て世帯への支援として、事業者支援激励金及び事業者一時支援金の交付、健康マイレージ協賛事業者への支援、新入学応援緊急給付金の交付等を実施いたしました。

以上、新型コロナウイルス感染症に対する主な成果についてご報告させていただきました。

次に、第5次総合計画における柱に沿ってご報告申し上げます。

初めに「こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり」についてでございます。

少子高齢化が進展する中、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するとともに、住民が健康に暮らせる体制の充実に引き続き取り組みました。

「子育て環境の向上」につきましては、子ども家庭総合支援拠点を核に、より専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク業務を行いつつ、母子保健の充実に関する取組として、赤ちゃんの耳の聞こえにくさを早期に発見し適切な支援につなげるため、新たに新生児聴覚検査費用の助成を実施するなど、安心して子どもを育てる環境づくりに取り組みました。

次に、「地域福祉の充実」につきましては、重層的支援体制整備構築事業として、介護、障がい、子育てなど各分野で実施されていた相談支援、参加支援や地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域共生社会の実現に向け、取り組みました。

次に「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。地域住民が安全・安心に暮らすための基盤となる施設や環境の整備に引き続き取り組みました。

初めに「まちの安全性・快適性の向上」につきましては、老朽化した道路の舗装復旧や橋梁の予防保全的工事の施工、橋梁の5年に一度の法定点検等を引き続き実施いたしました。更に、安心した救急医療体制の確保のため、高規格救急車の更新整備を行うとともに、公共交通の更なる利用促進に向け、金剛バス自動車の上ノ太子駅前の回数券、定期券売り場の設置に対する支援等を行いました。

続いて、「活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり」についてでございます。人口減少への対応として安定した経済活動が行われることは重要であることから、産業の振興や交通機能の向上による地域の活力向上に向け、引き続き取り組みました。

初めに、「地域経済を支える産業の振興」につきましては、農業次世代人材投資事業

やイノシヤカラスによる農作物被害防止対策を引き続き実施するとともに、道の駅の運営につきましては、運営事業者公募による施設の効率化かつ効果的な活用に取り組みました。

また、南阪奈道路太子インターチェンジ周辺において、新たな産業を誘致することにより、雇用の創出、地域経済の活性化を図るため、工場の立地を目的とする基準を策定しました。なお、本件につきましては、令和5年度に入り、1件の事業者が立地に向けた協議を開始しております。

更に、本町を東西に横切る主要な幹線道路である府道美原太子線沿道においても、令和5年度からの運用開始に向け、沿道型商業施設等の誘致を目指し、建築物の用途の追加や敷地面積の要件について変更を行いました。

また、企業誘致の実効性を高めるため、大阪府と共同で地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に経済的波及効果を及ぼす本町への進出事業者に対して、国からの各種支援が受けられる環境を整備しました。

次に、「まちの魅力を活かした交流の推進」につきましては、観光・まちづくり協会の運営補助を引き続き行うとともに、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に関する取組として、民間ポータルサイトを活用したPRを強化するとともに、ふるさと納税型クラウドファンディング補助金を活用した返礼品開発やラインナップの充実のための取組を行いました。

この結果、個人版のふるさと納税については、令和3年度に比べ、寄付件数は約6倍となる3千949件、寄付受入額は約3倍となる3億6千310万7千円となり、順調な成果を上げることができました。

次に、「豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり」についてでございます。地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材の育成に引き続き取り組みました。

初めに、「地域とともに育む学校教育の充実」につきましては、町が1つの中学校区という地域性を生かし、幼稚園から中学校までの義務教育を含めた12年間の系統性と連続性に配慮した教育活動の展開と指導体制や学習指導方法などの充実に向け、非認知能力の伸長を柱として、「めざす子ども像」を明確にした幼小中一貫教育に引き続き取り組みました。

更に、教育環境の充実を図るため、3期目のトイレ改修工事として磯長小学校のトイレ

レ改修工事を実施するとともに、「G I G Aスクール構想」実現に向け、小中学校において個に応じた学びの充実と学力向上を目的に、A I型ドリルの導入を図り、町立幼稚園においてはタブレット端末の導入や通信ネットワーク環境の整備を行うことにより、I C T教育環境を整備いたしました。

次に、「生涯にわたり学べる環境づくり」につきましては、新たに社会教育団体育成事業として、文化、スポーツ活動の活性化を通じた活力ある地域社会の実現のため、町立の社会教育施設を拠点として活動する文化、スポーツ分野の団体活動への補助を行いました。

更に、総合スポーツ公園維持管理事業として、老朽化した総合体育館の照明をL E D化し、メイン・サブアリーナの床改修を行うとともに、令和4年7月より図書館機能を備えた町立生涯学習センター「太子の森」の運用を開始し、全ての人たちが生涯を通じて楽しく学び、憩い、交流することができる環境整備に取り組みました。

また、「地域への愛着心の醸成」につきましては、国指定史跡二子塚古墳の歴史学習、地域振興及び観光振興の拠点としての積極的な利用に向け、史跡としての環境整備と適切な保存管理に引き続き取り組みました。

最後に、「みんなで歩む協働のまちづくり」についてでございます。人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化など、複雑化、多様化するニーズに対応するため、住民の皆様をはじめ企業や各団体など多様な主体との信頼関係の構築を進めながら、連携、協働のまちづくりに引き続き取り組みました。

初めに、「住民との協働の推進」につきましては、広く住民の意見を聞き、今後のまちづくりに生かすことを目的に、初のタウンミーティングを実施いたしました。

更に、サッカー日本代表の前田大然選手に本町のP R大使に就任いただくとともに、F I F Aワールドカップカタール大会期間中においてはパブリックビューイングを実施し、町が一体となって、奮闘する前田選手とサッカー日本代表チームに声援を送りました。

また、「広報サポーター制度」による住民主体の情報発信に引き続き取り組むとともに、新たに公式L I N Eを開設し、プッシュ型による行政情報の発信を行うなど、S N Sを活用した町政の情報発信及び住民相互のコミュニケーションの充実に取り組みました。

更に、公民連携の取組といたしまして、新たに1企業、2大学との間に包括連携協定

を、4企業との間に事業連携協定を締結するとともに、これまでの継続した取組に加え、株式会社あるやうむとの「ふるさと納税NFT」の共同開発、ダイドードリンコ株式会社との小学生への「環境に関する出前授業」の開催など、多種多様な企業や大学と新たな連携・協力を進めながら、更なる住民サービスの向上と地域活性化に向けて取り組みました。

次に、「効率的・効果的な行政経営」につきましては、住民の利便性の向上のため、マイナンバーカードを活用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付を開始するとともに、町立万葉ホール使用申請などをオンラインで完結できるオンライン申請フォーム作成システムの導入を行い、更に、そのシステムの利便性を公的個人認証機能などで拡充するための検討を進めるなど、自治体DXの推進に取り組みました。

以上、令和4年度の主要な施策の成果についてご報告させていただきました。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の分類が5類に移行した後、第9波に入ったと思われるほどの感染拡大が続いております。町といたしましては、希望する全ての皆様に円滑に新型コロナウイルスワクチン接種を受けていただけるよう、この秋以降も万葉ホールでの集団接種の実施を予定しており、引き続き富田林医師会と連携しながら、足元の感染拡大に対してしっかりと対策を講じてまいります。

更に、長引くコロナ禍とエネルギー、食料品価格等の物価高騰による生活や経済活動への影響に対しましては、現在、国交付金を活用しながら本町の実情に応じた生活支援、事業者支援をきめ細かく実施しているところであり、今後も地域経済と住民生活を守るため、全力を挙げて取り組むとともに、併せて4月の施政方針で申しあげました施策をしっかりと進め、第5次総合計画における基本理念である「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」の実現に向け、取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては改めてご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後となりますが、議員の皆様には本定例会に提案しております議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただき、ご議決、ご認定並びにご同意を賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和5年第3回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長（山田 強君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、辻本博之議員、8番、辻本馨議員を指名いたします。

○議長（山田 強君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、8月25日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日9月1日から27日までの27日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月27日までの27日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。ただし、日程第4、報告第6号、日程第5、議案第21号、日程第19、議案第28号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、5日、6日に決算常任委員会を、8日に総務まちづくり常任委員会を、12日に福祉文教常任委員会を、15日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、19日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、20日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

25日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは8日の正午までとさせていただきます。27日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告ですが、本日は監査の報告を予定しております。南河内環境事業組合議会の報告につきましては、台風7号による影響で南河内環境事業組合議会の日程が変更されましたことから、諸般の報告につきましても最終日の27日に変更することと

いたします。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望等につきましては議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田 強君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布していますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第4、報告第6号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第6号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を、また、同法第22条第1項の規定により、資金不足比率をそれぞれご報告させていただくものでございます。

まず、一般会計を対象とした実質赤字比率並びに財産区特別会計を除く全会計を対象とした連結実質赤字比率は、前年度と同様、各会計の収支において赤字が発生していないことから、横バー表示とさせていただいております。

次に、実質公債比率は元利償還金の減少や標準財政規模が増額したことなどにより、前年度より1.0ポイント減少の4.5%となっております。将来負担比率でございますが、地方債残高の減少などの影響により、前年度より24.2ポイント減少し、マイナス48.5%となることから指標値が算定されないため、横バー表示とさせていただいております。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計において資金不足が発生していないことから、横バー表示とさせていただいております。

参考としまして、それぞれの指標値の下に括弧書きにて本町に適用される基準値を記

載しておりますので、ご参照ください。

なお、本報告につきましては、別途意見書として監査委員の意見を付しておりますので、併せてご参照ください。

以上、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま報告がありました。

以上で、報告第6号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第5、議案第21号、太子町立公民館解体撤去工事請負契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 議案第21号、太子町立公民館解体撤去工事請負契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、太子町立公民館解体撤去工事を実施するため、令和5年8月7日、4者による指名競争入札を行いました結果、4千649万9千200円で株式会社前田産業大阪支店が落札者に決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものとなっております。

議案書の2頁をお開き願います。工事内容はRC造建築物解体工事一式、S造建築物解体工事一式、木造建築物解体工事一式、低濃度PCB機器撤去一式となっております。

契約の方法につきましては指名競争入札で、株式会社鍛冶田工務店ほか6者により7月14日に資料配布を行い、8月7日に入札を執行しております。

次頁の入札経過書をお開き願います。株式会社鍛冶田工務店ほか2者が辞退をしたため、4者による入札を行った結果、株式会社前田産業大阪支店、株式会社楠本建材土木、中道建設株式会社、丸翔建設株式会社の4者が最低制限価格の4千227万2千円で入札をされましたことから、地方自治法施行令第167条の9条第1項の規定に基づき、くじの結果、株式会社前田産業大阪支店に決定し、8月8日に仮契約を締結したもので

ございます。なお、工期につきましては令和6年2月29日までとしてございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第21号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、太子町立公民館解体撤去工事請負契約締結の件は原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 日程第6、議案第22号、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第22号、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本町は、消防力の更なる充実、強化や消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化に向け、令和4年5月20日に富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合と大阪南消防広域化協議会を設立し、消防広域化に関する協議を行ってまいりました。

本年8月7日に行われました第5回大阪南消防広域化協議会におきまして、組合格約（案）が承認されましたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、消防事務を共同で処理することについて富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、河南町及び千早赤阪村と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

組合格約（案）の主な内容としましては、一部事務組合の名称を大阪南消防組合とすること。構成団体を、太子町を含む5市2町1村とすること。消防本部の位置は、広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の位置とすること。組合議員の定数は18名とし、構成団体の議会の議員より選出することなどとなっております。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第22号、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議については、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第7、認定第1号から日程第13、認定第7号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（奥埜哲生君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私のほうから、ただいま上程いただきました認定第1号、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、6件の決算認定につきまして、一括して

提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和4年度の一般会計をはじめ、各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、去る7月27日に本町監査委員の審査を受け、別冊により配布をさせていただいております決算審査意見書のとおり、適正である旨の審査結果をいただいております、同条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

なお、ご説明につきましては、令和4年度歳入歳出決算書において掲載をいたしております会計ごとの実質収支に関する調書により、決算の結果のみとさせていただきたく、あらかじめご了承を賜りますようお願い申し上げます。

では、まず初めに、認定第1号、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてのご説明を申し上げます。

決算書の18頁でございます。歳入総額が65億7千477万8千389円、歳出総額64億19万6千462円で、歳入歳出差引額は1億7千458万1千927円となりますが、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源869万5千円を差し引いた実質収支額が1億6千588万6千927円となり、全額を令和5年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、226頁となります。歳入総額が15億397万6千454円、歳出総額は14億7千402万1千231円で、歳入歳出差引額が2千995万5千223円。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額は同額の2千995万5千223円となり、全額令和5年度へ繰越しとなります。

次に、認定第3号、令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、260頁となります。歳入総額が450万9千740円、歳出総額287万1千617円で、歳入歳出差引額が163万8千123円。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額も同額の163万8千123円となり、全額令和5年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第4号、令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。280頁となります。歳入総額は125万9千619円、歳出総額は86万4千492円で、歳入歳出差引額が39万5千127円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の39万5千127円となり、全額令和5年

度へ繰越しとなります。

次に、認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、300頁となります。歳入総額13億1千239万5千586円、歳出総額は12億7千239万819円で、歳入歳出差引額が4千万4千767円。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額は同額の4千万4千767円となり、全額を令和5年度へ繰越しすることとなります。

最後に、認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。336頁となります。歳入総額は2億5千230万2千523円、歳出総額は2億4千79万6千554円で、歳入歳出差引額が1千150万5千969円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の1千150万5千969円となり、全額を令和5年度へ繰り越すこととなります。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第1号から第6号まで、6件についての提案理由並びに内容のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

認定第7号、令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和4年度の太子町下水道事業会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る7月27日に本町監査委員の審査を受け、決算審査意見書のとおり適正である旨の審査結果をいただいております。同条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

令和4年度太子町下水道事業会計決算につきまして、収益的収入は3億284万393円、収益的支出は3億201万8千42円となっております。

次に、資本的収支ですが、資本的収入は1億3千650万8千121円、資本的支出では2億3千131万1千38円、差引き9千480万2千917円の不足額につきましては、当年度分消費税等資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定につきまして、監査委員の審査を経ましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるも

のでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

認定第1号、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、決算常任委員会に付託いたします。

認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての3件は福祉文教常任委員会に付託いたします。

認定第3号、令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号、令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定についての3件は総務まちづくり常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第14、議案第23号及び日程第15、議案第24号、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第23号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法の一部の改正に伴い、本条例で引用している規定について条番号を改めるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第24号、太子町空家等対策協議会条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和5年6月14日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、太子町空家等対策協議会条例の一部を改正するものでございます。改正の内容ですが、法律の改正により、条例に規定している法律の引用条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第23号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件は福祉文教常任委員会に付託いたします。

議案第24号、太子町空家等対策協議会条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第16、議案第25号から日程第18、議案第27号、これら3件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第25号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億1千653万8千円を増額し、総額を63億8千315万2千円とするものでございます。補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、大阪・関西万博機運醸成事業や常備消防広域化に要する経費のほか、前年度国庫補助事業の精算に係る償還金の予算措置を行っております。一方、歳入につきましては、前年度繰越金の増額補正を行うとともに、財源調整として財政調整基金繰入金の減額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第26号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ3千54万6千円を追加し、総額を14億9千675万1千円とするものでございます。本補正予算の内容でございますが、まず、歳出につきましては、令和4年度の府支出金の精算に伴う返還金及び前年度繰越金を基金に積み立てるため、財政調整基金積立金を増額いたしております。一方、歳入につきましては一般会計で実施している国民健康保険被保険者に対する保健事業の令和4年度事業費確定に伴い、精算のための一般会計からの繰入金を措置するとともに、令和4年度の決算剰余金の確定による繰越金の増額を行っております。

続きまして、議案第27号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ5千508万円を追加し、総額を14億3千342万5千円とするものでございます。本補正予算の内容でございますが、まず、歳出につきましては、地域支援事業及び介護給付費負担金における令和4年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金及び介護給付費準備基金積立金の増額を行っております。一方、歳入につきましては、前年度繰越金及び令和4年度の精算に伴う支払基金交付金等の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第25号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）は予算常任委員会に付託いたします。

議案第26号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第27号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第19、議案第28号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第28号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

太子町固定資産評価審査委員会委員の澤田文男氏が、任期の本年9月28日をもって満了いたします。つきましては、新たに池田宗弘氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、任期につきましては、令和5年9月29日から令和8年9月28日まででございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第28号は会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略いたします。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第28号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は原案どおり同意されました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願
いいたします。

本日はご苦勞さまでございました。

(午前10時27分 散会)

【第 2 日】

令和5年 第3回太子町議会定例会会議録

令和5年9月25日（月） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
企画担当課長	小泉大吾君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	木下雄平
------	-----	----	------

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・ 今後の行財政運営について……………建石良明君
- ・ 関東大震災から100年を迎えて……………中村直幸君
- ・ 地域公共交通について……………村井浩二君
- ・ 学校給食のアレルギー食対応について…………… 〃
- ・ ヤングケアラーの実態調査を……………藤井千代美君
- ・ 自衛隊への名簿提出は個人情報保護条例に合致するのか…………… 〃
- ・ 地域共生社会の推進について……………斧田秀明君
- ・ 合併も選択肢に入れた議論とは……………西田いく子君
- ・ 住民のための生涯学習センターに…………… 〃
- ・ 地域猫活動支援を…………… 〃
- ・ 太子町での熱中症対策は……………辻本博之君

日程第2 議案第29号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）

日程第3 議案第30号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議案）

日程第4 議案第31号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山田 強君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、7名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

[2番 建石良明君 登壇]

○2番(建石良明君) おはようございます。大阪維新の会、建石良明です。

通告に基づきまして、質問をいたします。

今回の質問は、今後の行財政運営について、1、町村のあり方勉強会の検討状況について、2、町の将来のあり方についてを質問いたします。

まず、町村のあり方勉強会の検討状況について伺います。私は、昨年9月定例会の一般質問においても、今後の行財政運営についてという課題で質問いたしました。本年、令和4年度一般会計歳入歳出決算では、実質収支は1億6千588万円の黒字、また、実質単年度収支も7千500万円の黒字との結果が出されました。また、地方債残高も2億600万円減少し、42億1千100万円になるとともに、積立金残高は5億8千300万円増加し、30億9千400万円に改善いたしました。

このように令和4年度決算を見ると、短期的に見れば、一見町の財政状況は好転したようにも見えますが、大阪府と本町が共同で作成した中長期財政シミュレーションでは、総人口や現役世代の生産年齢人口の減少に合わせ、町税が減少する一方、社会保障経費

などの歳出が増加していくことが予測され、依然として厳しい見通しが示されています。このため、私は昨年9月の一般質問において、近い将来町が抱えるかもしれない具体的な課題や、それに対する対応策について、今の早い段階から議論し、どのように対応していくべきなのか検討していくことが重要であると指摘させていただきました。

これに対し、大阪府、太子町、河南町、千早赤阪村が共同で町村のあり方に関する勉強会を立ち上げ、地域における具体的な行政課題とその対応策について検討するとの答弁をいただいていたのですが、あれから1年がたち、どのような検討結果が出されたのでしょうか。また、現在までにどのような成果が生まれているのかお伺いいたします。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。町村のあり方勉強会の検討状況について、私のほうからご答弁を申し上げます。

町村の将来のあり方に関する勉強会では、大阪府市町村局と南河内地域2町1村で、町村や地域の行政課題やその対応方策について検討し、本年5月に報告書を取りまとめ、公表してきたところでございます。報告書の中では、今後町人口の減少とともに高齢化率の上昇、生産年齢人口の減少に伴い、重要な自主財源である個人住民税が大きく減少する一方、社会保障経費や物件費、公共施設の維持管理費が増加するものと分析しており、土木職や保健師職など専門人材の確保への対応、公共施設の地域内共同利用など最適配置に向けた検討、自主財源の確保策の検討、地域ブランドの創出と発信方策の検討など、課題の見える化を行ってまいりました。

そして、このような課題に対し、職員採用試験の共同実施、文化ホールの共同利用、償却資産課税の推進、基金運用などの対応策を提示しております。中でも、職員試験の共同実施は令和6年4月採用に向けた取組として実施し、既に行政職については3団体で146人もの応募がありました。これは、本町の1年前の職員採用時の応募者数の約4倍を超える応募数であり、多くの応募者から試験選抜することが可能となるなど、大きな成果を得ることができております。

また、現在専門職の有効活用として、2町1村の技術職員を対象に共同研修会実施に向けた準備を進めているほか、公共施設の最適配置に向け、給食センターの老朽化・稼働率について今後の推計を行うとともに、課題を見える化し、調理委託事業者の統一について、実施スキームを検討しているところでございます。

今年度は、大阪府に加え本町、河南町、千早赤阪村の町村長が参画する南河内地域2

町1村未来協議会を新たに立ち上げており、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組み、選択肢の1つとして合併についても検討を深め、地域の更なる発展と成長を目指してまいります。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ただいまの答弁では、将来町が抱える課題の見える化を行うとともに、課題に対する対応策の提示を行うなど、既に報告書を取りまとめ、職員の共同採用にも着手しているとのことであります。更に、令和5年度には2町1村の町村長が参加する南河内地域2町1村未来協議会を設立し、行革や広域連携、合併についても研究をしているとのことでした。また、この未来協議会では2町1村だけでなく、富田林市、大阪狭山市、河内長野市の各市長もオブザーバー参加していると聞いております。町の将来のあり方を考える上で、数年先だけを見るのではなく、地域全体の10年、20年先の姿を見据えることは、大変重要なことではないかと思えます。そして、地域の将来に責任を持つ市町村長自らが未来協議会に参画する意義は大変大きいと考えます。

そこで、未来協議会では具体的にどのようなことを今後協議していくのか、また、田中町長としてはどのような考え方を持って議論に参加されるのか、ご所見を伺います。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 南河内地域2町1村未来協議会では、町村のあり方勉強会で検討してきた4つのテーマである専門人材の確保、公共施設の最適配置、自主財源の確保、地域活性化のそれぞれの課題解決に向けた対応策の深掘りに加え、人口、施設・インフラ、児童生徒数といった指標の見える化を行う地域の未来予測の作成、事務の共通化・共同化、市町村合併の全国事例の調査などを研究してまいります。

人口減少や高齢化、児童生徒数の減少など、厳しい見通しがなされている中で、どの自治体も税減収・歳出増の中、住民の暮らしをどう守るかが課題になってくると想定をされております。南河内地域では、他の地域に比べ一定程度広域連携が進んでいるものと認識をしておりますが、現状の取組では限界を迎え、対応し切れなくなることも懸念をしております。

このような状況において、住民からお預かりしている税金を地域全体で効率的・効果的に執行するには、どのような自治体の形がふさわしいのか、地域全体が将来世代にわたって成長・発展していくには、どのようなまちづくりを目指していけば良いのか、そういった議論が今こそ必要でございます。将来の町のことをしっかり議論をしていくこ

とが私たちの責任であり、課題から目をそらすことは無責任でもあります。将来世代に対する責任を果たすためには、課題解決の有効な手段として、合併を選択肢に入れた議論も避けては通れないものと考えております。

太子町が誕生した昭和の時代は、通信手段が現在ほど発達しておらず、そこから比べると飛躍的に技術が進歩し、例えば電子申請やコンビニ交付を例に考えても、住民の皆さんは必ずしも役所に来庁していただくなくても様々な行政手続きが可能になるなど、行政の形は時代とともに変化をしております。また、自家用車の普及などにより、住民の日常生活圏は町の行政区域を大きく超えて活動されています。私としても、これからの時代にふさわしい自治体の形に早急にアップデートしていく必要があると感じており、本町において最重要課題であると考えております。

今後、未来協議会においては、近隣市町村とも地域の課題認識や方向性を共有し、合併の議論を含め、課題解決に取り組みながら、町の将来のあり方について検討を深めてまいります。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ご答弁ありがとうございました。町長としては今後、覚悟を持って、また決断を持ってこの町政を運営していくことが必要ではないかと思います。皆様方からお預かりした税金を使いながら、効率的・効果的に行政運営するには、地域全体でどのようなまちづくりを目指し、そのためにどのような自治体の形が望ましいのか、そういった議論が今こそ必要ではないかと思います。率直な考えを聞かせていただきました。子どもや孫の世代が将来にわたってこの地域に安心して暮らすことができるために、将来世代への責任として、私たちは課題を先送りすることなく、課題解決に正面から取り組んでいくべきだと思います。私も注視していきますので、引き続き積極的な検討を期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、2番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔9番 中村直幸君 登壇〕

○9番（中村直幸君） おはようございます。議席番号9番、自由民主党会派、中村直幸でございます。通告に基づきまして、質問を行います。理事者各位におかれましては、明快なるご答弁をお願いいたします。

本日は、関東大震災から100年を迎えてということで、3つお尋ねをいたします。関東大震災から100年を迎えた、新たな災害に対して本町の備えについてお伺いをいたします。2番目として、気候変動を見据えた新たな豪雨災害の備えについて、この件についてもお答えをお願いいたします。それと、3番目として、南海トラフ地震で想定される被災地からの避難民の支援、その受入れ等についてもお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

1番目として、関東大震災から100年を迎えた、新たな災害に対して本町の備えについてお伺いをいたします。明治以降の自然災害で最多の約10万5千人が犠牲となった関東大震災は、9月1日、発生から100年を迎えることとなります。近代化した都市圏を襲った初めての大地震で、都市防災のあり方を見直すきっかけとなったことだと思います。地震は1923年9月1日午前11時58分、相模湾北西部で起き、首都圏は震度7や6強相当の揺れに見舞われ、東京や横浜では大規模火災が起き、死者・行方不明者約9割が焼死であった。これは、2、3日前の朝の連続ドラマでもその光景を映したと思われしますので、皆様方もご存じかと思いますが、それに対する経済被害は、当時の国家予算の約4倍の55億円に上ったと記載されております。悲惨な歴史の遺産として、100年たった今でも伝え続けられている。本町ではこの100年を振り返り、どのような備えをしてこられたか、また、これからの100年に向けてどのような備えをされるのか、お伺いをいたします。

2番目として、気候変動を見据えた新たな豪雨災害の備えについてお尋ねをいたします。積乱雲が断崖のように切り立つ眼下では、真っ白なしぶきを上げて海が荒れ狂っていた。僅か1日で急発達したスーパー台風とは、昨年9月16日夜から明朝にかけ、台風14号が日本の南海上を九州に向けて接近していた。16日午前3時には965ヘクトパスカルだった中心気圧は、1日後には気象庁の予想を大幅に超える910ヘクトパスカルまで低下し、最大風速55メートル、猛烈な暴風雨となり、近年に例のない最強台風となった。日本中に警戒感が広がり、緊急発達したのは南海の海水温度が高く、エネルギー源である水蒸気を大量に取り込んだものである。台風の発生メカニズムを解明するため、小型飛行機でこの台風の目に突入、ドロップゾンデと呼ばれる装置を投下し、直接観測に挑んだことでもあります。それほどの急成達は初めての経験、台風の脅威を改めて見せつけられたことでもあります。

地球温暖化の影響で海面水温が高い状況が続き、今後も急成達は増えるだろうと気象

庁は述べています。地球温暖化については、研究と分析が必要になる。また、別の災害では271人での死者・行方不明者が出た2018年の西日本豪雨や、関東・東北地方を中心に142か所の堤防が決壊した2019年の台風19号による豪雨など、記録づくめの気象災害が毎年のように頻発する。気象研究所の解析では、積乱雲が連続的に発生して集中豪雨をもたらす線状降水帯は、2009年から2020年の間に300回以上も起きています。西日本豪雨では、僅か4日間で16回も発生したという。台風19号は、総雨量が1千ミリを超えた観測地点もあり、2019年度1年間の水害総額は、津波を除くと統計開始以来最大のものとなり、約2兆1千800億円に達する。台風19号の被害を現地調査したところ、治水事業が進みつつある現代で、これほどの多くの堤防が一気に決壊した事実には大きな衝撃を受けていることだと思います。

気象庁によると、日本の平均的気温は、この100年では1.3度上昇している。1度の上昇で水蒸気は最大7%増すと、温暖化が進めば豪雨の頻度が更に高まることはほぼ確定である。豪雨被害を少しでも減らそうと、高精度の予測や気象の制御に向けた研究も急ピッチに進んでいます。同庁が昨年からはじめた線状降水帯の半年前予報、または、精度は低い。今年は8月までに18回発生していたが、事前に予報できたのは8回にとどまっている。

同庁は、水蒸気量のどのような観測網を構築するかを進めているが、今年からスーパーコンピューター富嶽による全国の発生予測の高度化に取り組み始め、災害の根源である豪雨の頻度や、次世代技術の発達が進む中、熱が籠もりやすい都市部の建物に風を当て、乱気流のもととなる気流の渦を軽減したり、洋上で水蒸気の流れを止める特殊なカーテンを掲げるなどして、手法をどのようなものかと検討している。多発する現代の異常気象には、これまでの人類の生活のしっぺ返しと思われる。豪雨と向かうべきときが今、来たと認識をするべきだと思います。このようないろいろな知恵を出している気象庁でもありますが、この太子町においてもどのような知恵を出されるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 太子町における災害の備えについて、私のほうからご答弁申し上げます。

今から100年前の1923年9月1日、相模湾北西部を震源とするマグニチュード7.9と推定される大地震が関東地方を襲い、甚大な被害をもたらした関東大震災が発

生しました。その教訓を忘れないため、9月1日が防災の日とされています。

過去100年を振り返った本町の備えについては、過去の震災への備えについての記録がないため、いつ頃どのような備えをしてきたかは不明でございます。現在の本町の備えにつきましては、昭和41年3月に制定された太子町防災会議条例により開催した防災会議におきまして、太子町地域防災計画を策定し、その後も国の防災基本計画や大阪府地域防災計画との整合を図りながら修正を重ね、本町の防災対応の基本としております。この太子町地域防災計画に基づき、総合スポーツ公園での総合防災訓練や、各地区での防災訓練の実施及び生涯学習センター太子の森の1階倉庫を加えた町内4か所の備蓄倉庫において備蓄品の整備などを行い、自治体として防災への対応や備えを進めるとともに、住民への防災意識の向上を目的として、昨年3月には太子町防災ハザードマップの全戸配布や、広報紙での啓発などに努めてまいりました。

この先100年に向けての備えでございますが、今後30年以内に80%の確率で起こると言われている南海トラフ巨大地震などの自然災害をなくすことはできませんが、被災される方が一人でも少なくなるよう取組は続けられております。本町といたしましても、国や大阪府、関係機関との情報共有や連携を密にしながら、引き続き地域住民の皆様と協力した防災訓練の実施や備蓄品の整備の拡充を図るとともに、災害時には家庭での備蓄品の備えなどが重要となりますので、より一層の啓発活動による住民の皆様の防災意識の向上に努めてまいります。

また、近年台風の大型化やゲリラ豪雨と呼ばれるような突発的な集中豪雨が多発し、それによって生じる内水被害が全国的に拡大しております。内水被害は、大規模な豪雨に対して、下水道など地域における排水施設の能力の不足や河川の水位上昇などにより、雨水を排水できない場合に生じるもので、本町においても8月24日、25日の夕刻に発生したゲリラ豪雨において同様な状況が数か所で発生いたしました。このような全国的な被害拡大の状況を受け、国において令和2年から令和3年にかけて流域治水に関する法律が改正され、令和3年に改正された水防法では、今まで大規模地下街等を有する地域において義務づけられていた雨水出水浸水想定区域の指定について、雨水管渠や雨水ポンプ場などを有する市町村も対象となり、当然太子町も指定が義務づけられました。

これを受け、本町での取組としましては、まず雨水出水想定区域を策定するため、どのような浸水の可能性があるのかをシミュレーションする必要があります。そのため、町内の雨水施設を把握する雨水施設台帳を整備し、それを元にシミュレーションを行い、

その結果により住民の皆様に水害リスクのある区域を確認していただくため、内水ハザードマップを作成したいと考えております。また、大阪府内の大和川水系では、国、府など河川管理者と近隣市町村が連携し、ハザードマップなどのソフト対策に加え、河川と下水道による一体的なハード整備に向けた事業調整を図る大和川下流部大規模氾濫に関する対策協議会において、令和2年度に大和川下流部流域治水部会を設立し、大和川下流において、流域全体で水害を軽減させる治水対策を計画的に推進するための協議、情報共有を行っております。

今後はこのような場を活用しながら、内水被害だけでなく、河川の氾濫等、浸水被害の早期改善に向け、より効果的で効率的な事業を検討してまいります。

○議長（山田 強君） 中村議員。

○9番（中村直幸君） ありがとうございます。南海トラフについても少し触れていただきまして、ありがとうございます。

私の質問の中に、3番目として、南海トラフ地震での想定される被害地からの避難民の支援、その受入れについてお尋ねをいたします。国際級、全国的な警戒が必要と言われている南海トラフ。4つの陸と海とのプレート、岩盤が複雑に重なり合う日本列島は、世界中で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が集中していると言われております。プレート境界で発生する海溝型地震と呼ばれるタイプでは、マグニチュード8ないし9の巨大地震が想定されている。南海トラフ地震はその代表例で、駿河湾から日向灘沖を震源として、日本海沿い、日本海溝・千島海溝地震と並び、最大で30メートル前後の大津波が特徴であります。南海トラフ地震では、最悪の場合、死者23万1千人、被害総額207兆8千億円と想定されております。国難級の災害となる可能性があります。

マグニチュード7前後の規模でありながら、首都圏の地下で発生することが懸念されているため、都市直下地震、マグニチュード7.3の場合、死者数は2万3千人、被害総額が95兆3千億円という深刻な被害が予想されております。更に、海のプレートに押された地殻に蓄積するひずみや影響が繰り返し発生する断層が、全国に114か所存在している。政府の地震調査研究本部は、地震の規模や30年以内の発生率を予測し公表しているが、どんな状況にも冷静な命を守る行動ができるよう、全ての人が身近な自然災害で何が起こるかを理解しておくべきだと考えております。

そこで、南海トラフの想定で、被害状況を教えていただきたいと思います。南海トラ

フ地震は、静岡から九州までの巨大地震であり、その中核に私たちの大阪があります。その大阪府で想定される地震の規模、発生日時の季節とか時間では違いがあるとは思いますが、建物全半壊、完全に壊れる全壊と半壊の数、火災出火件数、死者数、避難者数、その他インフラの被害など、それと経済被害、津波での浸水範囲、被害の種類に対して、レベルのつけ方、あくまでも想定内の数字であります。お答えできるようであればお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 南海トラフ巨大地震が起こった場合の大阪府の被害想定でございますが、地震の規模はマグニチュード9.0から9.1、震度にして5弱から6強と想定されています。建物被害想定としまして、全壊が17万9千棟、半壊が45万9千棟、火災出火件数が、冬期の18時の想定で6万1千件となっております。また、人的被害想定として、冬期の18時の想定で、死者数は、津波の早期避難率が低い場合で13万4千人、津波の避難が迅速な場合で9千人。負傷者数については、津波の早期避難が低い場合で8万9千人、津波の避難が迅速な場合で2万6千人となっております。

次に、避難者数の想定ですが、192万人で、そのうち118万人が避難所生活者とされています。また、ライフラインの被害としましては、停電が234万軒、ガスの供給停止が115万户、電話不通が142万加入者、水道の断水が832万人と想定され、経済被害としましては、資産等の被害額は23兆2千億円、生産・サービスの低下が5兆6千億円の、合わせて28兆8千億円となっております。

南海トラフ巨大地震では、津波による被害が最も大きく、大阪市・堺市などの13市3町が浸水区域と想定されています。

南海トラフ巨大地震での津波による避難者が、津波被害のない太子町を含む山側に避難してくる事への対応についてでございますが、被災した自治体が災害への対応を行う中で、市町村の行政区域を越えて避難する人が存在することは想定されております。太子町地域防災計画では、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくように努めることとしておりますので、民間施設を含め検討する必要があると考えております。

今後、いつどのような災害が起こるのか、予測は困難であります。行政区域を超え、また民間事業者とも協力し、いかなる災害が発生しても対応可能な体制づくりに努めてまいります。

○議長（山田 強君） 中村議員。

○9番（中村直幸君） 大変な数値をご答弁いただきまして、ありがとうございます。災害は忘れた頃にやってくると言いますが、その被害は、1日一つひとつの備えで大きく変わると思います。どうか、この1日1つずつを丁寧に備蓄していくことが大変に重要だと私は思います。

これにて私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山田 強君） これにて、中村議員の質問を終わります。

次に、3番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔6番 村井浩二君 登壇〕

○6番（村井浩二君） 議席番号6番、自民クラブ、村井浩二でございます。通告に従いまして、1、地域公共交通について、2、学校給食のアレルギー食対応についての質問を予定してございましたが、皆様もご存じのように、地域公共交通については具体的な質問をしても明確なご答弁がいただけない状況としますので、通告によります小さな問1、小さな問2については、併せて質問させていただきます。

まず、公共交通についてですが、皆様もご存じのように金剛バス全線廃止との発表があり、本町、南河内地域に激震が走り、多くの住民の皆様、または利用者の皆様より、不安を超えた失望に近い声が多数届いております。高齢者の日常の買い物や通院についての不安、通勤・通学についての心配、その中でも生産世代の皆様より、子どもの通学について不安に感じている声は少なくありません。この先、太子町から引越、転出を考えなければならないとの、ご家庭の将来を見据えたご意見も複数ありました。

先日の公共交通会議において、町長は、非常事態であるとの発言があり、公共交通会議猪井会長のお言葉にも、けがに例えると大出血を起こしている状態であり、まずは止血することが最優先であると述べられていました。私自身、この間交通系ICカードの導入延期、金剛バスの運行状況や利用者の状況を踏まえ、電車、路線バス、コミュニティバスを移動手段とした生活スタイルを実践しておりましたが、やはり実践した結果、その中で、やっぱり買い物の回数が減少した。買い物を効率良くしようと、私自身考えました。また、デジタル社会が進む中での現金支払い、電車または電車バスとの減便、またはアクセスの利便性に欠ける。そして、電車ダイヤ、バスダイヤがその日1日のス

スケジュールを決まってくることになるとも感じました。また、それを実践することによって、日頃から使われている皆様のいろいろ課題とかは気づかせていただくことができました。

その上で、金剛バスについては継続的に運行していただけるのか、可能なのかと危惧しておりました。実際に12月20日で路線バスが廃止することになり、21日以降の交通手段の確保は緊急の課題と感じております。そもそも、現在の日本において少子高齢化、モータリゼーションの変革、生活スタイルの多様化が進み、そして、運輸旅客輸送業界の規制緩和により乗務員さんの確保が困難な状況にあり、その中で起こった路線バス全線廃止という事実は、言わば災害や人災と言ってもいいほどの、過言ではないと考えております。私が知るところでは、乗務員さんの確保が今ほど難しくなく、乗務員不足が叫ばれていない時代には、運行会社の経営悪化により全線廃線、バス事業者から撤退された事例が数件あったと記憶しております。現在の日本において、少子高齢化が進む中で、どこの地方でも起こってもおかしくない公共交通ネットワークの崩壊が今、本町及び南河内において、局地的災害とも言える事態が発生していることを私たちは強く肝に銘じ、この事態に対応していかなければならないとも考えております。

ある公共交通事業者の方が、私どもでも今までに経験したことのない事態が発生しており、どのように対応していいのかわからないとおっしゃられていました。この言葉を聞き、太子町の未来及び存亡の危機に関わる大変な事態が発生しているとも強く感じました。

そこで、金剛バス全線廃止についての経過、継続運行についての本町のお考え、そして、根本的な地域公共交通についてのお考えもお尋ねします。

○議長（山田 強君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 地域公共交通についてのご質問について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町の地域公共交通のネットワークは、隣接市に位置する2つの鉄道駅である近鉄長野線喜志駅、近鉄南大阪線上ノ太子駅、これら鉄道駅をつなぐ形で金剛自動車株式会社により運行されている路線バス、更には、路線バスが運行されていないエリアを補完する形で町が事業主体として運行しているコミュニティバスを中心に、地域公共交通網を形成しております。

その中でも、路線バスである金剛バスは、通勤・通学や観光客等の来訪者などに利用

されており、直近では令和2年のコミュニティバスの運行開始と併せ、従前の太子線、太子葉室循環線の2路線から新たに3路線を追加した計5路線が運行され、地域では欠かせない交通機関として重要な役割を担ってまいりました。本町といたしましても、燃料価格高騰に対する補助や運転手の休憩所兼定期券販売場への整備補助などにより支援してきたところでございますが、運転手不足や利用者減少による売上低迷などの要因により、12月20日をもって路線バス事業が廃止されることとなりました。

事業廃止については、本年5月に初めて説明を受けたときには、既に事業者の意思は固く、沿線4市町村からの補助支援や、路線縮小による継続運行の要望に対しても、事業継続は不可能との回答があり、今月に入り正式に事業廃止の申し出があったものでございます。この間、本町といたしまして、近畿運輸局及び大阪府並びに本町、富田林市、河南町及び千早赤阪村の沿線4市町村により、交通手段の確保等についての協議や検討を重ね、併せて近鉄バス株式会社及び南海バス株式会社に対して、沿線4市町村長の連名による代替交通としての路線バスの運行協力に関する要請を行い、今月15日に両者より一定の条件のもと協力する旨のご回答をいただいたところでございます。

現在の状況は、9月19日の本町の地域公共交通会議における、公共交通の学識経験者である猪井会長のコメントにありますように、医療に例えれば血が噴き出している瀕死の状況であることから、まずは出血を止めるためにあらゆる手だてを講じていく必要があると認識しております。今後の対応についてでございますが、行政区域をまたがって運行する路線につきましては、早急に広域での協議会を立ち上げ、近畿運輸局や大阪府からの助言を受けながら、交通手段の確保などの対策に全力を挙げて取り組んでまいります。また、町独自のコミュニティバスにつきましても、本定例会において補正予算案として当面の運行に必要な費用を計上するとともに、本町の地域公共交通会議でコミュニティバス路線の拡充に向け、検討を進めてまいります。

そして、こうした取組とともに、次のステップとしては、住民の皆様の利便性を高める工夫も必要になってまいります。鉄道、バス双方の乗り継ぎが不便にならないように、利便性を高めるべく、1日のバスの運行便数やダイヤなどの調整等も念頭に置きつつ、可能な限りの交通手段の確保に向け、関係機関と協議を進めていく必要があるものと考えております。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま副町長よりご答弁をいただき、4市町村において地域公

公共交通会議を設置し、交通手段の確保などについての協議検討をしていくとのことですが、まずは12月21日以降の交通手段の確保が最優先されるべきことであり、その上で、先日の委員会でも言いましたように、太子町役場として、各部署でこの廃止に今、計画実施されようとしている事業、これが本当に可能なのか、どういう影響があるのか、これはまたほかのところでも影響が出てこないのか。これは太子町役場全体でやっぱり情報を共有しつつ、一部署が担当することなく、関係団体を含めて、これは太子町役場全体で進めていかなければならない、精査しなければならぬと思います。

全国の市町村においては、公共交通の確保、言わばその地域の住民、お住まいの住民の方の足を確保するという非常に重要なまちづくりの根本であり、国のガイドラインでもありますように、バス事業者だけではなく鉄道などのほかの公共交通機関事業者との意見交換など、日頃から良好な関係を構築していく必要があるとも考えます。新型コロナウイルスの流行により、電車、バスの減便は、住民の日常生活は戻りつつありますが、電車ダイヤの改正により、近鉄南大阪線上ノ太子駅に停車する列車は、ダイヤ改正により大幅に減便され、時間によっては、途中の古市駅での乗り継ぎが今まで以上に時間を有することがあり、公共交通機関を利用して通勤・通学されている住民の皆様から、利便性の向上を求めのご意見も伺っております。先ほどの質問にもありましたように、今回の事態は時間的に緊急な措置が必要な事態とは承知しておりますが、やはり住民、利用者の皆様のニーズに応えられる計画策定及び公共交通事業者との意見交換を定期的に行うことは、非常に重要と考えます。

先ほどご紹介しましたバス事業者の方は、こうも述べられていました。この事態を乗り切るには、全ての方のご理解とご協力をいただかなければ乗り越えられることができないのではないかと述べられていました。私も同感であり、国、大阪府、周辺自治体、公共交通事業者、学校や病院などバスを運行されている団体、そして、地域のNPOや地域の住民皆様が情報を共有し、そして状況を把握し、活発で良い議論を進める中での多様なアイデアやご意見を基に、太子町南河内地域の将来の公共交通、そして、まちづくりについての計画実施していかなければならないと考えます。

また、現在資料として配布されております路線バス運行等協力依頼についての回答では、自治体が事業主体となり、コミュニティバス方式による運行が条件となっておりますが、車両購入費、人件費など、相当額の財源確保が必要になります。財政的にも圧迫する可能性は高く、負担を軽減できるようなコミュニティバスの運行方式などを調査し、

バス事業者と協議、交渉できないか、検討することは必要ではないかと感じております。そして、特にイニシャルコストとして必要な車両購入費などの財源確保策として、ふるさと納税、企業版ふるさと納税や、公民連携に基づくパートナーシップ事業者様のご理解とご協力による財源確保も検討していかねばならないと思います。また、スクールバスとして活用することにより財源確保できますでしょうし、コミュニティバス運行に関する国の支援制度など、あらゆる形での財源確保を検討していかねばならないと思います。

現在、本町にお住まいではないですが、本町出身の皆様よりふるさと太子町の将来について危惧され、ご心配されている声が多数寄せられていることもお伝えし、まずは12月21日以降の交通手段の確保に全力を挙げて取り組んでいただくよう強く要望いたしまして、次の質問に入ります。

続きまして、学校給食のアレルギー食対応についての質問をします。

現在においては、様々な生活環境の変化、または食の多様化により、アレルギー対応食など、全国の自治体において国のガイドラインに基づき、創意工夫、試行錯誤し、その自治体の実情に合った形で実施されております。本町においては、安全安心な太子町らしい食育の推進、更には、地域の農家さんのご協力のもと地産地消を進められていると認識しております。しかし先日、お子様が小学校に通学されている保護者のお母さん、またはこれから小学校に入学を予定されているお子様のお母様より、本町の学校給食のアレルギー食対応についての課題、不安に関するお話を聞かせていただきました。国の指針の大原則では、1、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。1、食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。1、学校給食のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインに基づき、医師の診断により、学校生活管理指導表の提出を必須とする。1、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。1、学校及び調理場の施設整備、人員などを鑑み、無理のない対応を行う。1、教育委員会などが食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援すると示されております。

さて、そこで本町におけるアレルギー食対応について、今まで実施されてきた対応策、または改善措置された内容、併せて新しい取組や対応策の改善について、本町のお考えをお伺いいたします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 本町の学校給食におけます食物アレルギー対応につきましては、国、すなわち文部科学省の方針に基づき、太子町食物アレルギー対策委員会を中心に行っております。食物アレルギーを意識した献立と調理を行い、果物や一部の野菜以外は全て90℃以上に加熱調理し、給食にはそば、ピーナッツ、エビ、カニは使用せず、パン、練り製品、かまぼこやハム等でございますが、また、ドレッシングには卵を使用してございません。更に、配送の工夫としまして、サラダに使用するドレッシング、マヨネーズは別容器で配送し、学級で和える前に対象児童に取り分けて提供するなど、安全確保に努めているところとなっております。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の症状や留意点などを学校で把握するため、医師の診断のもと、学校生活管理指導表の提出があった児童生徒の保護者に対しまして、献立表とは別に食栄養成分・配合表を配布し、使用食品の原材料について情報提供を行っております。本町の食物アレルギー対応の基本方針としましては、児童生徒の安全確保のため、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則としており、本町の給食センターの施設規模、また調理工程上、アレルギー対応食を提供することは、現状では困難であると考えてございます。

そのような中で、卵不使用のプリンや、食物アレルギー物質が含まれていないゼリー、また、クリスマスの時期には乳・卵・小麦不使用のケーキ等を提供することで、食物アレルギーを有する児童生徒が少しでも他の児童生徒と同じ給食が食べられるよう対応を行っております。また、不足する栄養素を補うために摂取する食事として、食べられない食品が多い日は家庭より補食を持参していただいております。例えば、パンが食べられない場合はおにぎり等、副食、いわゆるおかずが食べられない場合は、代替となるおかず、食べられるものが少ない場合はお弁当を持参していただいております。

このような対応の中、新たな取組の一例としまして、ウズラ玉子を使用したメニューにおいて、これまでおかずと一緒に調理をしておりましたウズラ玉子を別炊きにし、別の食缶にて配送、提供する予定としてございます。

いずれにいたしましても、食物アレルギー対応の取組を進めるに当たっては、保護者や学校関係者等、様々な方々のご意見をお聞きし、共通認識を持つ必要があります。特に学校現場の理解や調整が最も必要不可欠であると考えてございます。今後も引き続き、食物アレルギーに対応した献立メニューの作成など、本町学校給食運営委員会に諮りつつ、保護者や学校と情報共有を行い、できる限りの対応策を前向きに検討し、安心安全でお

おいしい学校給食の提供を引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま池田教育次長より、新たな取組を予定されている、また保護者や学校関係者の方々のご意見をお伺いし、安全安心でおいしい学校給食を提供できることに努めてまいりますとのご答弁をいただき、まず、学校給食の無償化に伴い、費用の負担など、今までと違う学校給食の現状になったことを認識を変え、アレルギー対応食についても保護者や学校現場の理解や調整しつつ、できることから積極的に実施していただくことを強く要望いたします。

これで私の質問は終わらせていただきますが、最後に、今回の公共交通に関する情報は住民の皆様へタイムリーに情報発信し、情報を共有した上で活発な議論を行い、多様なご意見、アイデアをいただき事業計画を進めることにより、皆様とともにこの難局を乗り越えることが可能になるのではないのでしょうか。また、太子町の将来へ明るい道が開くと思いますし、安心して暮らせる太子町の実現を強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、村井議員の質問を終わります。

次に、4番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○4番（藤井千代美君） よろしくお願ひします。日本共産党、藤井千代美。通告に基づきまして、1問目、ヤングケアラーの実態調査をについて質問します。

令和4年3月議会で一般質問をした際に、3月末には大阪府主催によるヤングケアラーに関する担当課長会議が予定されている。また、会議の結果で、庁内関係部局と協議を行うとの答弁がありました。大阪府からは、大阪府ヤングケアラー支援推進指針が令和4年3月にまとめられ、介護支援専門員、相談支援専門員などを対象に、令和4年度ヤングケアラー支援に向けた実態調査を行い、令和5年3月7日に、「令和4年度に向けた実態調査の結果について」が発表されています。このような、大阪府から実態調査の結果が発表されている中で、前回、「ヤングケアラーの早期発見に向け関係諸機関と連携し、子どもたちの見守りと支援に取り組んでまいります」と答弁後、太子町として現在どのような取組をしているのか、答弁をよろしくお願ひします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） ヤングケアラーに関するご質問に対しまして、町立小中学校等の取組も含めて、私のほうからご答弁申し上げます。

令和4年3月に大阪府が策定しました大阪府ヤングケアラー支援推進方針においては、国の施策との整合を図るため、令和4年度から6年度までの3年間で重点的にヤングケアラーに関する施策を推進していくこととされており、1つ目として社会的認知度の向上、早期発見・把握、2つ目としてプラットフォームの整備、3つ目として支援策の充実の、3つの柱で事業を展開しています。

現在の本町のヤングケアラーに関する取組としましては、この大阪府の支援推進方針に基づき行っております。先ほど申し上げました社会的認知度の向上、早期発見・把握の観点から、府主催の様々な研修やフォーラムに参加することにより、職員のヤングケアラーに対する理解を深めてまいりました。また、本年7月に開催されたヤングケアラー支援担当職員向けの研修会におきましては、役場職員だけでなく、太子町社会福祉協議会の相談支援包括化推進員や民間支援団体の職員にも出席いただき、地域力の向上につなげているところでございます。

一方、町立小中学校においては、日頃から児童生徒の学校生活や家庭での様子などについて、ささいな変化を見逃さないようにしております。また、子どもたちが日常生活で困ったことがあった場合に相談できるスクールカウンセラーを中学校区に配置し、一人ひとりに応じた子どもに寄り添う支援を行っております。

更に、学校現場がヤングケアラーのみならず児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、アセスメントの観点としてヤングケアラーの定義を教職員に周知し、子どもが家族の世話や家事を行うことで、年齢等に見合わない重い責任や負担を負い、育ちや学びに影響を及ぼすと判断した場合には速やかに情報を共有し、関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげているところでございます。

ご質問にあった、令和4年度に大阪府が行った介護支援専門員や相談支援員を対象とした実態調査によると、ヤングケアラーという言葉について、約9割が聞いたことがあり、意味も知っているという回答していることから、一定の認知度が高まっている一方で、ヤングケアラーのケースはいないと回答したものが高齢領域で約8割に上っており、本当にいないのか、いるけれども気づいていないのかという側面も考えられるところでございます。今後も子どもと直接関わる者だけでなく、家族のケアで関わる者も含めて、研修の参加や啓発などを通じて、ヤングケアラー支援の視点を持てるよう取り組んでま

いりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。様々な取組をなされていますので、更にそれが前に進んで取組できるように、よろしくをお願いします。

厚生労働省は、2022年から2024年の3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間とし、令和2年度に中学校2年生、高校2年生を、令和3年度に小学校6年生、大学3年生をそれぞれ対象にした調査を行い、世話をしている家族がいると回答したのは、小学校6年生で6.5%、中学校2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%でした。これは、回答した中学校2年生の17人に1人が世話をしている家族がいると回答したことになります。

ケアラー支援に関する条例は、令和2年3月に埼玉が全国で初めて制定して以降、幾つかの自治体が同様の条例を制定しました。地方自治研究機構の調査によると、令和5年6月27日時点で、1道5県12町村がケアラー支援に関する条例を制定しています。条例が制定されている埼玉県では、基本理念として、1、ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行わなければならない。2、ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行わなければならない。3、ヤングケアラーの支援は、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行わなければならないと、条例の中で、県と市町村との連携を明記しています。残念ながら、大阪府は調査まではしましたが、条例制定には至っていません。府から市町村に対して、具体的な話はないかもしれませんが、太子町として独自に条例を制定することも考えられるのではないのでしょうか。

その前に、まずは実態調査をしてもらいたいと思うのですが、今後の進め方をどのようにお考えなのか、答弁よろしくお願いします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 実態調査についてのご質問に対しまして、引き続き私のほうからご答弁申し上げます。

今年7月に大阪府が府内市町村を対象として行った、令和5年度ヤングケアラー支援に関する調査によりますと、令和5年度にヤングケアラー支援の専用相談窓口の設置を

予定しているのは、府内で5団体となっております。また、支援方針等を検討し、適切な支援へのつなぎを行う支援会議の実施を予定しているのは14団体となっております。更に、実態把握を目的とした調査・アンケートを実施予定しているのは16団体となっております。

本町の現状としまして、専用相談窓口の設置はありませんが、子どもや家庭の相談窓口である子育て支援課や学校などで相談を受けたときは、必要なサービスを提供できる担当課と連携して対応しております。また、昨年度から実施しております重層的支援体制整備事業におきまして、属性・世代を問わない相談支援体制の中で、福祉と教育の連携が可能であると考えております。

議員のご指摘のスクールソーシャルワーカーの活用についてでございますが、本町教育委員会では、近隣市町村に先駆けてスクールソーシャルワーカーによる支援を開始し、現在は各学校に週1回、年間35回配置しています。スクールソーシャルワーカーは社会福祉士等の資格を有し、児童生徒が生活の中で抱える悩みや諸問題について、保護者や教員と協力しながら解決の方法を図る専門職でございます。子どもたちが抱える諸問題に直接的に関わることもありますが、家庭や学校だけで解決が難しい問題に対し、児童生徒と家庭、学校内外の関係機関などとのネットワークを構築し、連携調整する役割を果たしております。もちろん、ヤングケアラーが疑われる子どもに対しても、子どもを取り巻く環境に働きかけ、学校や保護者とともに解決を図っております。

また、実態調査をしないのかとのご質問でございますが、実態調査の実施は、ヤングケアラーの早期発見、適切な支援へのつなぎ、全体的な課題把握に有効な手法の1つであることは認識いたしております。現在、学校現場においては子どもたちが日常生活の中で困っていることを把握するため、生活アンケートの実施、また、町立中学校においてはカウンセリング週間を設け、担任を中心とした教職員に対して、悩みや困り事を相談できる場を設置するなど、きめ細やかに子どもたちが発するサインを見逃さない体制を構築いたしております。

本町としましては、現時点で専用相談窓口や支援機関の協議の場の新たな設置及び実態調査を行う予定はありませんが、府内市町村のヤングケアラー支援に取り組む先進事例についての研究を引き続き進めながら、研修や啓発を通じて周りの大人が気づき、子ども自身も気づけるような機会づくりに今後も取り組んでまいります。また、ヤングケアラー支援は複合的な課題を抱えたケースも多く、単独の部署だけで解決できないこと

から、福祉・教育・地域など多分野・多機関が役割分担しながら、子どもに寄り添った支援に取り組んでまいります。

○議長（山田 強君） 藤井議員、立つ前に挙手してください。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ただいま、すごく学校での取組とか、いろんな取組を細かく言われまして、すごくやっているんだなということをすごい感じました。ありがとうございます。今後ともそういうのを頑張ってやっていただきますように、どうぞよろしくお願い致します。

ヤングケアラーの問題が社会問題になってから、随分時間がたちました。太子町のような小さな町だからこそ、きめ細やかな対応が必要だと思います。多くの業務を抱えて大変だとは思いますが、連携を強めていただきたいと思います。最初に言いました、介護支援専門員、相談支援専門員などの関係者を対象に行った、府のヤングケアラーに向けた実態調査では、ヤングケアラーの言葉を知ったのは、7割以上がマスコミ報道であり、次に研修会や指導でした。認知度は高まっていますが、支援方法が分からない、判断が難しいという答えが多く、他機関との連携が必要であり、そのためにもヤングケアラーの相談窓口や支援の拠点の創設が必要だと書かれています。取組として、学校におけるヤングケアラー講習会やスクールソーシャルワーカーの配置など、家族をケアしている若者への相談支援体制を強化し、スクールカウンセラーによるヤングケアラー向けのサポートの拡充、民生委員や児童委員、地域住民が一体となって地域の子どもを見守ることが必要です。持続可能な社会に向けて、子どもたちが自ら学び、遊び、選び取ることができる、当たり前な日常生活を過ごすことは非常に重要です。

ヤングケアラーの問題は、厚生労働省から令和5年4月1日に発足したこども家庭庁に引継ぎがありましたが、こども家庭庁発足に当たって施行されたこども基本法は、基本理念に「子どもの教育は家庭が基本」と明記しており、虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子どもたちの保護者を更に追い詰め、一層孤立させるものになるのではないかと危惧されています。家族のケアで困難にある子どもが見えにくいとされる大きな要因は、家庭内の問題とみなされる風潮です。医療・介護・福祉行政の大幅後退が、家庭に責任を負わせる流れに拍車をかけています。岸田文雄政権与党には、家庭を過度に強調する傾向が顕著です。自己責任論で子どもを追い詰めることは許されません。太子町として、子どもや保護者に寄り添った温かい対応をしていただくようお願い致します。太子町としてまずは実態調査を行い、具体的な取組を更に進めていくことを

お願いして、この質問を終わります。

続きまして2問目、自衛隊への名簿提出は個人情報保護条例に合致するののかについて質問します。住民基本台帳法11条には、市区町村による目的外の利用や、まして外部提供についての定めがありません。また、個人情報保護条例は、当該自治体の保有する個人情報の利用等につき適正な取扱いを義務づけ、住民の人権保障と公正な運用に寄与するものとして定められ、個人情報につき、実施機関による収集から外部提供までの情報管理を厳密に制限しています。太子町はこれらの法や条例を根拠に、これまで閲覧という対応を行ってきたと思うのですが、今回初めて名簿を紙ベースで提出したと聞き、驚きました。閲覧から紙ベースに変わった理由は何でしょうか。4情報のどの情報を提出しているのでしょうか。また、これまで閲覧しか認めていなかった対応の根拠にある個人情報保護条例と紙ベースの名簿は、個人情報保護条例に反せず、合致しているのでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 自衛隊への名簿情報の提供に関するご質問で、個人情報の保護などについて、私のほうからご答弁申し上げます。

地方自治体においては、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元することを目的に、令和5年4月1日から施行された個人情報の保護に関する法律に個人情報の適切な取扱いが義務づけられており、これに基づき収集・保管・利用等を行っております。そのため現在、太子町個人情報保護条例につきましては、法律の施行に伴い廃止し、新たに法との整合性を図り、所要の規定を定めるため、太子町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しております。

個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲でのみ利用され、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、または、提供してはならないこととなっております。ただし、個人情報保護に関する法律第69条第1項及び第2項各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供することができるとうたわれてございます。

ご質問いただきました、令和5年4月に行った情報提供につきましては、これまで住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求であったため、閲覧に供する方法で提供しておりましたが、今回初めて個人情報保護に関する法律に基づく個人情報の外部提供の申し出があったことにより、住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年

月日、性別及び住所を紙媒体で提供しております。

今後も個人情報保護の観点から法令を遵守し、業務を遂行してまいります。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ただいまの説明、ありがとうございます。太子町個人情報保護条例は、令和5年4月1日から太子町個人情報の保護に関する法律施行条例と、名前は変わりましたが、「基本的人権の擁護に資することを目的」という文言に変わりはありません。引き続き、個人情報は人権であり、侵すことができない大切なものだという点に変わりはありません。なので太子町では、これまでは名簿の写しは慎重に取り扱い、閲覧しか認めてこなかったのではないのでしょうか。多くの自治体でも同じ考えだったので、閲覧が当たり前でした。

それが大きく変わってきたのは、2019年2月13日に、当時の安倍首相が募集について、自治体の非協力は残念という国会答弁を行ったことに始まっています。2020年12月18日に閣議決定がなされ、2021年2月5日には、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について、という防衛省及び総務省からの通知が発出されました。この通知は、住民基本台帳11条1項が定める住民基本台帳の一部の写しの国への提出が、自衛隊法97条1項の、市区町村の長が自衛隊員の募集に関する事務の一部を行うとする定めと、防衛大臣が、市区町村の長に募集に必要な資料の提出を求めることができるとする同法施行令120条に基づいて可能だとしました。これが自治体への圧力となり、2021年度に電子・紙媒体で名簿を提供する市区町村が初めて半数を超え、2022年度は6割を超える見通しです。

防衛省報道室によると、2021年度、住民基本台帳に記載されている18歳と22歳男女の住所、氏名、生年月日、性別の4情報を電子・紙媒体で提供した自治体は、全国で1千747市区町村中962自治体、住民基本台帳閲覧による提供は659自治体でした。20年度の電子・紙媒体810自治体、閲覧836自治体から初めて電子・紙媒体提供が上回り、過去最高となりました。

防衛省は、2022年度について、集計中で正確な数字は答えられないとしつつ、電子・紙媒体が6割を超えると説明していますが、具体的な自治体名の公表は、当該地方公共団体との信頼が損なわれ、今後の募集事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると拒否しました。これに対し各地で、本人の同意なしに個人情報を提供する提供するのは個人情報保護条例に違反し、プライバシーの侵害、住基法は閲覧を認めているだけ

で、電子媒体や紙での提供は認めていない。安保健制のもとで、若者を戦場に送ることに自治体が協力すべきではないなど、自衛官募集のための自衛隊への自治体の名簿提供に、住民の不安や懸念、批判が広がっています。

高校生の子の親は、個人情報勝手に自衛隊に渡されることについて、気持ち悪いし複雑だと語っています。このような運動の広がりの中で、電子・紙媒体での提供をしない自治体や、対象者を抽出しての閲覧の中止、個人情報の提供について、拒否申請の受け付けなどの自治体が生まれています。防衛省及び総務省からの通知は、地方自治法245条の4第1項に基づく技術的助言だとされていますから、これに応じないとしても、市区町村には不利益な扱いがされません。地方自治法に従えば、名簿提出は必要ありません。太子町として応じない、せめて以前のように閲覧を求めていただけないでしょうか。

鹿児島市では、これまで対象者を抽出閲覧させていましたが、市民に検討状況を明らかにせず、2023年度から紙媒体で提供することを決めました。これに対し、市民団体、市民の市政をつくる会が、名簿の自衛隊への提供をしないよう求める署名2万2千156人分を提出し、本人の同意なしに個人情報を提供することは問題だと訴えました。2月1日の要請では、改めて紙媒体での名簿提供の撤回を要求した上で、提供を望まない市民の除外申請制度を要求し、除外申請制度を県内で初めて導入させました。更に、対象者全員への個別の通知と制度の周知、チラシの作成と、対象者全員への学校を通じた配布、十分な周知期限を確保するための期間の延長を求めています。

太子町は除外申請制度があるのでしょうか。なければ、除外申請制度をつくっていただけないですか。いかがお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 自衛官等募集事務につきましては、市町村の法定受託事務と定められ、自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されております。この法令を根拠に、今回初めて本町に対し募集対象者情報の提出について依頼があり、加えて個人情報保護に関する法律第69条第1項では、法令に定めがあるときは個人情報を提供することができる旨を規定していることから、法令に基づき、本町では情報提供を行った次第でございます。

一方で、一部市町村において、自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方に対して、自衛隊へ提供する情報から除外する除外申請制度を設けられていることは承知しておりますが、本町においては現在同様の制度はございません。自衛隊への情報提供は法令などに抵触するものではございませんが、個人情報保護の重要性でなく、公益上の必要性も踏まえながら、近隣市町村などの状況について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。大阪府内でも電子・紙媒体での提供が進んでおり、43市町村中、閲覧自治体は岬町と阪南市の2自治体しかありません。一方で、除外申請を実施している自治体は20自治体です。ぜひ除外申請制度をつくってください。

埼玉県上尾市では、2015年9月19日の安保法制の強行を受けて平和委員会を結成し、自衛官募集のための自衛隊への名簿提供をしないことなどを求め、市への要請や懇談に取り組んできました。同市では、自衛隊埼玉地方協力本部からの依頼に対し、2007年以来、紙の名簿で毎年2万件を超える情報を提供してきました。2015年3月の市議会一般質問で、日本共産党が紙での提供をやめるよう要求したところ、同年4月以降は紙媒体での提供をやめ、対象年齢の名簿を住民基本台帳から抽出して閲覧させる方式に変更しました。同市は名簿閲覧以外にも、自衛官募集グッズのポケットティッシュの作成、回覧板への募集チラシの挟み込み、町内会・自治会の掲示板へのポスター貼りなど、自衛官募集に協力してきました。市平和委員会は要請や懇談を重ね、2017年12月の懇談で、市から自衛官募集グッズについて、今後作らないとの回答を引き出しました。取組を進める中で、2019年11月にあった成人式での自衛官募集広報資料の配布依頼に対し、市長名でご協力いたしかねますと回答する状況も生まれております。

自衛官への応募者は、2015年の安保関連法の成立以後、任務の危険性が格段に高まったことなどで、2009年度比較し、4割から5割も減少しています。そうした中、自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが強化されてきました。電子・紙媒体での名簿の提出も、このような背景の中で生まれています。戦争する国を進める今の自公政権のもとでは、自衛隊員はアメリカ軍と一緒に戦場に行き、殺し

殺されるようになるかもしれません。私たちの子ども、孫、近所の子どもたちを戦場に送るようなことになってもいいのでしょうか。安保関連法成立後、ある募集官の男性は、私は子どもたちを戦場に送るためにこの仕事しているのではないと、募集官を辞めました。名簿提出は、そんな未来のことにも思いをはせ、慎重に取り扱うべきです。自公政権が軍事費の2倍化や自衛隊の任務拡大を進めていることに対し、住民の不安は高まっています。自衛隊への名簿提出そのものをやめさせることが必要だと思いますが、せめて住民が、自己の個人情報自衛隊に提供されることを拒否できるよう、閲覧の除外申請制度を設立することを求めて、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時25分にいたします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、5番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1番 斧田秀明君 登壇〕

○1番（斧田秀明君） 議席番号1番、しなが会の斧田でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

我が国では、今後ますます進行する本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎えようとしています。国を挙げて地域共生社会の実現を提案しております。その背景を知り、それが私たちの太子町にどのように関わっているのかについて質問させていただきます。

かつて、向こう3軒両隣と言われていた頃の地域の相互扶助や、何世代も同居していた頃の家族同士の助け合いなど、地域、家庭、職場に行った人々の生活の様々な場面で、支え合いの機能が存在しておりました。社会保障制度は、社会の様々な変化に応じて地域や家庭が果たしてきた役割の求められることを、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとに制度化することで、また、生活に必要な機能ごとに公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えています。しかし、高齢化や人口減少が進み、家庭、地域、職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきております。暮らしにおける人と人のつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生

における様々な場面に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合う、そして、ときに支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるよう社会としていくことが求められています。また、人口減少の波は多くの地域社会で地域経済の担い手減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や空家、空き店舗など、様々な課題が顕在化してまいりました。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障の産業などへの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要になっております。まさしく太子町の現状と同じ状況だと感じております。

更に、対象別、機能別に整備されていた公的支援につきましても、昨今様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位での複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られ、対応が困難なケースが浮き彫りになってまいりました。地域共生社会とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民の地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものだと考えております。

さて、ここで質問です。これまでの取組の状況、太子町における取組の状況、特に社会福祉協議会が果たしてきている役割についての答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 地域共生社会の推進に関する、本町のこれまでの取組などについてご答弁申し上げます。

本町では、平成20年度に太子町地域福祉計画を策定し、地域福祉活動の充実に努めてまいりました。平成28年度には更なる活動を推進するため、町の地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に整備し、「みんなが支え合いつながるまちーたいしーすべての住民が安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念に、住民同士の助け合い・支え合いが地域に定着し、持続可能な福祉の町となることを目指して取組を進めているところでございます。

町と社会福祉協議会は地域福祉の推進に資するため、令和元年度に連携協定を締結しましたが、この協定では相互に役割を分担し、複雑化・多様化・深刻化する地域福祉課題の解決に向け、地域住民の主体的な参加・参画を促し、関係機関との連携をより密に

することにより、支援を必要とする住民が必要な支援を受けられるよう取り組むことや、支援に関する住民向け情報発信のほか、広報啓発を行う取組を推進するものとしております。

具体の事業といたしましては、令和元年4月より国のモデル事業であった、地域力強化推進事業と多機関の協働による包括的支援体制構築事業を、地域に根差し行政に比べより柔軟な対応が可能である社会福祉協議会へ委託し、事業の中で地域力強化支援員1名と相談支援包括化推進員1名を配置、支え合いマップづくり、交流サロンを通じてご近所福祉の強化に取り組み、地域で見守りが必要な人のネットワークづくりである、安心太子見守りネットワークの構築などを町と連携しながら進めているところでございます。

また、社会福祉協議会は従前より住民と行政との中間支援組織として、地域、行政等との協働関係や、NPO、民間団体ともに様々な地域課題に対し、各分野の相談機関等と連携するなどの機動性も有しており、今後も行政としましては連携を深め、地域福祉の推進に努めてまいります。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ただいまの答弁で、本町には早い段階から町と社協が地域福祉活動の充実に向けて、計画の策定や事業の実施に取り組んできていることが分かりました。本当にご苦労さまです。行政と社会福祉協議会が協力しながらできているところは、全国的には少ないように聞いております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

住民同士の助け合いや支え合いなどは、他の市町村も取り組んでいると思いますが、行政だけで実施するという、どうしても型にはまるようなパターン化されたものになりがちで、中々うまくいかないものというふうに聞いております。町と社協が連携協定を締結しただけでなく、本町では地域住民の主体的な参加・参画にも共に取り組んでいたということでございますね。それぞれの地域ごとの住民の皆さんと、膝と膝を突き合わせながら取り組んでいくというふうなことだと聞かせていただきました。

また、先日の台風7号の際には、高齢者等避難が発出された際に行政と社協が連携し、避難支援の必要な方のところに電話をし、様子の確認と、避難支援の要請がある場合は役場につなげ、避難所までの支援をしたというふうな事例があったと聞かせてもらっております。独居の高齢者にとってみれば、テレビで見ている風景は大変に緊迫し、恐ろしい気持ち、また不安な気持ちでいっぱいだったところに社会福祉協議会からの電話、

そして避難所への避難支援の内容を聞いて、さぞ安心されたことだと思います。ただいまの答弁で、社会福祉協議会と役場、特に健康福祉部関係との連携は感じることができましたが、これらの事業で、役場内部での連携がますます重要になってくると思います。役場職員の皆さん、ぜひとも広い視野、住民目線の感性で取り組んでいただきますよう、お願いしたいと思います。

さて、国においては地域共生社会の実現を挙げてきましたが、市町村の取組では中々進んでいない現状もあろうかと思えます。そこで、国では、市町村が行政内部での体制づくりが進むように社会福祉法の改正がされたものだと私は思っております。さて、重層的支援体制整備事業が創設されましたが、太子町の現状はいかかなもののでしょうか。そして、今後の取組についての答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 本町の現状と今後の取組についてご答弁申し上げます。

社会福祉法の改正により、地域課題に対して包括的な支援体制を進めるための新たな事業として重層的支援体制整備事業が創設され、本町では令和4年4月より、従来の事業から本事業へ移行いたしております。重層的支援体制整備事業では、包括的相談支援、地域づくり、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援、支援プランの作成など、各事業について一体的に取り組むこととなっておりますが、本町では令和元年度より国のモデル事業として多機関協働事業等を社会福祉協議会に委託する形で、府内他市町村に先駆けて実施しており、令和4年度には地域力強化推進事業で684件の相談受付があり、多機関の協働による包括的支援体制構築事業で6件の相談支援がございました。支援の対象者は30歳代から高齢者まで幅広く、中々就労につながらない人にボランティア活動など、社会とのつながりが持てる活動につながるような支援を行うなど、それぞれのケースに応じた支援に取り組んでおります。また、令和4年度からは高齢者・障がい者・子ども・困窮の4分野に関する包括的相談支援事業、地域づくり事業について、一般会計予算を集約化いたしております。

各事業担当課が1つの事業として連携することにより、例えば介護の必要な高齢者と障がいのある子どもがいるなど、複合課題を持つ世帯や、何らかの理由で周りから孤立し、生活に困っている人など、制度のはざままでの分野の支援の対象者にもなり得なかった世帯に対し、従来の縦割り型の支援ではなく、包括的な支援が行える体制となっております。社会福祉協議会に委託し配置しております相談支援包括化推進員は、各分野

の支援のコーディネーター役を担い、複雑・多様化したケースを解きほぐし、支援内容の検討や意見交換を通じ、相談者を適切な機関につなぎ、自立した生活ができるよう支援しております。

重層的支援体制整備事業への移行初年度でありました昨年度は、本事業必須となる事業の担当課と社会福祉協議会が研修等に参加し、事業への理解を共に深め、本年7月には実務者会議を開催し、担当者間で視点の整理や意見交換を行ったところであり、今後は制度のはざままで支援につながりにくく、自ら相談することができない世帯を発見し、支援につなげることができるよう、福祉行政担当課のみならず、他の行政分野、地域住民とも本事業の趣旨を共有し、地域共生社会の実現に努めてまいります。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

太子町の場合は、既に他市町村に先駆け、国のモデル事業として社会福祉協議会に委託して、様々な事業に取り組んでおられます。時代の先頭をまさしく行っているというところですが、ただ、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域づくり事業などは、感染拡大防止のため地域での集会や会合ができなく、ご苦労されたことだと思います。答弁いただきました内容のとおり、役場の中でも組織を挙げて包括的な支援に取り組んでいただいております。住民の皆様から住んでよかった太子町と言っていただけるよう、行政、地域住民が一体となったまちづくりができるよう、地域共生社会の実現を願いまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時とさせていただきます。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、6番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

1問目、南河内地域2町1村未来協議会における、合併も選択肢に入れた議論とはに

ついて質問いたします。

地域公共交通、金剛バスの問題もそうですけれども、議会ではないところで太子町の将来を左右するような重要な話が進んでいるように思います。南河内地域2町1村未来協議会も、別に議会の承認を得ることもなく、立ち上げることだけが知らされました。だったら、これは傍聴ができるのかと尋ねましたら、傍聴はできませんと言われました。6月議会を前に、町村の将来のあり方に関する勉強会南河内地域将来課題の対応方策の検討について説明がありましたが、ここのまとめ、今後の対応、方向性で、将来のあり方に当たっては、目先の損得だけでなく、10年、20年先の姿を見据えた判断が必要。検討に当たっては、近隣市の声も聞きながら議論を進めていくと書いています。3町村だけでなく近隣市の声まで聞くのに、私たち住民の声、議員の声を聞くとは書かれていません。

ホームページには、急激な人口変動の中、府内町村が将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、課題分析や対応方策の検討を行うため、令和2年度に大阪府と10町村で、町村の将来のあり方に関する勉強会を設置し、令和4年度からは他の地域に先行して、大阪府と太子町、河南町、千早赤阪村が共同で町村や地域の行政課題やその対応方策について検討を行い、南河内地域将来課題の対応方策の検討報告書を取りまとめました。検討において、2町1村はこれまで個別に行財政改革等に取り組んできたほか、他地域より広域連携が進んでいるものの、現状の取組では限界があり、課題に対応し切れなくなるおそれがあるとの認識を共有しました。こうした点を踏まえ、2町1村がより連携し、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組むとともに、選択肢の1つとして合併についての検討も深め、この地域の更なる発展・成長を目指すため、令和5年度から南河内地域2町1村未来協議会を設置しましたと書かれています。一体、南河内地域2町1村未来協議会の目的は何なのでしょう。9月には、突然富田林市、河内長野市、大阪狭山市の市長もオブザーバー参加していますが、どんな話が進められているのでしょうか。

この協議会で進められていることの1つ、専門職の確保について、今回職員採用を3町村で実施しています。先ほど建石議員の質問で、太子町だけで募集するより4倍もの応募があったと答えておられましたが、採用された職員さんはそれぞれの自治体の職員さんになるということになると思うんですけれども、この職員採用を3町村で実施する利点は、応募者が増えることだけなんのでしょうか。一体何が利点なのでしょうか、教え

てください。ホームページにアップされております9月1日の南河内地域2町1村未来協議会で発表された中間まとめ、これについて説明を求めます。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 南河内地域2町1村未来協議会について、私のほうからご答弁申し上げます。

近年の急激な人口変動の中、町村が将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、太子町、河南町、千早赤阪村及び大阪府が共同で、これまで町村や地域の行政課題や、その対応策について検討を行ってまいりました。今年度は2町1村がより連携し、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組み、選択肢の1つとして合併についても検討を深め、地域の更なる発展と成長を目指すことを目的に、南河内地域2町1村未来協議会を設置し、その取組を進めているところでございます。

これまでの間、テーマごとに検討チームを設置し、実施可能な対応策の検討に取り組んでまいりました。先の9月1日には第2回の協議会を開催し、その結果を中間まとめとして住民の皆様にも情報提供してまいりました。一例を申し上げますと、テーマの1つである専門人材の確保については、建石議員のご質問でもご答弁申し上げたとおり、令和6年4月採用の職員採用試験を共同で実施しており、行政職の応募者146名は、本町の1年前の職員採用時の応募者数の約4倍を超える応募数であり、多くの応募者から、今後試験を選抜することが可能となります。専門職の有効活用としましては、2町1村の技術職員を対象に、共同研修会実施に向けた準備も進めてまいります。また、公共施設の最適配置では、給食センターの老朽化・稼働率について、今後の推計を行うとともに課題を見える化し、調理委託事業者の統一について、実施スキームを検討しているところでございます。

引き続き、必要な対応策について検討を深めるとともに、実現可能なものから対応策を実施し、市町村や地域の将来のあり方について幅広く議論・検討を行ってまいります。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ちょっと、だからなぜそういうことをやらなあかんのかという目的が、今おっしゃられたことは大体もうホームページに書いていて、私が先に言ったと思うんですけども、これによって太子町が良くなるのではなくて、南河内全体が良くなればいいという目的でされているんですか。ちょっと分かりにくいんです。やっぱり一番心配しているのが、簡単に合併という言葉を使っているところです。さらっと選

択肢の1つとして合併についての検討も深め、こう書いておられますけれども、合併は本当に大変なことだと思いませんか。

太子町では2002年、4市町村の合併の話があり、これも急に持ち上がって、本当に皆さん驚かれたと思うんですけれども、この2002年、この年の6月に各市町村、私のところ、太子町もでしたけど、法定合併協議会設置条例案が提出され、それぞれの自治体、賛否いろいろありましたけど、合併協が設置されました。もう急ごしらえということもあったんでしょうね。もう第5回の合併協議会で、この合併は白紙撤回になったことがありました。皆さん本当に覚えておられると思うんですが、あのときも突然でしたが、法定協を立ち上げるために議会に説明をしてくれましたし、議論もしましたし、採決もして合併協に入りました。ところが、この南河内地域2町1村未来協議会はその手順を踏まえず合併を検討しようとしています。将来のまちづくりを検討するのは私たちの責任、この私たちは首長だけの責任なのでしょうか。これからにふさわしい自治体にアップデートしていく、ふさわしいと思う未来像を描いているのは町長だけなんでしょうか。こういう住民不在が許されるのでしょうか。

5月23日の第1回南河内地域2町1村未来協議会議事概要を読みましたが、田中町長は、これだけ、先ほどもおっしゃっておられたかと思いますが、これだけ情報通信技術が発展した時代に、果たして当時のままの自治体の形態でいいのかということを見ると、合併という話も出てくるのかなと思う。合併となるとハードルも高く、解決すべき課題も多いが、踏み込んで協議ができれば、更に実りの多いものになると思うとおっしゃっています。河南町長は、一自治体で解決できないものが増えているので、広域的に対応する、集まって頑張るという体制がこの協議会を通じてできればと思う。その先に見えるのは将来の市町村のあり方で、合併も少しずつ視野に入っていくと思うと、ちょっと弱い感じかなと思いますね。千早赤阪村の南本村長は、この南地域の2町1村は一体になってやっていかなければならないという考えで一致している。一致しているんでしょうかと、合併について触れていませんけれども、その代わり、この千早の村長さんは、既に令和4年の9月議会の一般質問において、私は村の将来を見据えると、合併という選択肢は避けて通ることはできないと考えております。そして、仮に合併することになったとしても、千早赤阪村がその強みや良さを残したままでないといけないとも考えておりますと、合併に前のめりの答弁をしておられます。

また、大阪府議会には基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会ができています。

この2月には、この基礎自治体の機能強化に関する特別委員会設置の条例を提案しようとしているとも書かれています。これは、府の特別委員会と南河内地域2町1村未来協議会は連動しているのでしょうか。この条例を出そうとしている中身ですけれども、府内市町村間における合併を含めた効果的な方策等の推進を加速させるための特別委員会を設置するということです。今、この南河内の2町1村だけですけれども、府に特別委員会をつくり、大阪府全体にこの合併を含めたことを考えさせようという特別委員会を、府議会は設置しようとしています。この中で太子町長、田中町長も千早赤阪村長のように、合併しかないという思いで未来協議会に臨んでいるのでしょうか。9月1日に、オブザーバーで富田林市長、河内長野市長、大阪狭山市長に参加を呼びかけた意図は一体何なんのでしょうか。太子町の未来を考える場でもあります未来協議会が傍聴できるようにしてもらいたいと思うのですけれども、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） ご質問の、大阪府議会における基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会に関しましては、その設置目的は、急激な人口減少と高齢化が進む中、将来の基礎自治体のあり方について、幅広く調査検討を行うものと認識しております。

一方、南河内地域2町1村未来協議会は、先に申し上げたとおり、2町1村がより連携し、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組むとともに、選択肢の1つとして合併についても検討を深め、地域の更なる発展と成長を目指すとして設置されたものであり、それぞれの目的に基づく取組であると認識しております。

また、南河内地域2町1村未来協議会においては、人口減少が続く中、将来にわたって安定的な住民サービスを提供するため、2町1村にとどまらず、より広域的に課題解決に取り組んでいく必要があります。そのため、近隣の富田林市長、河内長野市長、大阪狭山市長にもオブザーバーとして加わっていただき、南河内地域の成長と発展のため、より広域的な視野で議論・検討を重ねています。なお、未来協議会は行政内部の会議のため非公開としていますが、会議資料等は関連ホームページで掲載しております。

先ほど建石議員のご質問でお答えしたとおり、人口減少や高齢化、児童生徒数の減少、税収減、歳出増など厳しい見通しの中で、将来にわたって効率的で持続可能な行政運営を構築していく必要があります。そのためどのような自治体の形がふさわしいのか、どのようなまちづくりを目指していけばいいのかといった議論が待たなしで求められていま

す。将来の町のことをしっかり議論していくことが私たちの責任であり、課題から目をそらすことは無責任にもなります。その意味で、将来世代に対する責任を果たすため、合併を選択肢に入れた議論も避けては通れません。

今後、未来協議会においては、近隣市町村とも地域の課題認識や方向性を共有し、合併の議論を含め、課題解決に取り組みながら町の将来のあり方について検討を深めてまいります。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 急激な人口変動の中、府内町村が将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、それで、将来的には合併もあるかなというお話ですが、府内の町村がしんどければ、私たちの上には大阪府があるのではないんですか。大阪府に知恵だけをもたらうのではなくて、大阪府に財政支援を求めてはいかがでしょうか。太子町で学校給食無償化を進めています。これ、大阪府がやっていただければ、太子町は出す必要がありません。その分違う住民サービスができるでしょうし、子どもの医療費助成、大阪府の助成制度は全国で最低です。東京は18歳まで無料です。そういったことを大阪府に求めず、このままではじり貧だから、合併しかないねというお話をしている未来があるんでしょうかね。

第2回南河内地域2町1村未来協議会議事概要には、中間まとめに基づき、各テーマの進捗状況を確認。今後の方向性について協議、その上で今後の議論の方向性について、以下のとおり確認、合意したと書いております。2町1村が共同化して取り組めるところは全て共同化していく必要。各テーマについて引き続き検討を含め、取り組めるものから速やかに実施していく。合併についても選択肢の1つとして、議論は避けられない状況。今後合併した場合、どのような地域、まちづくりを目指すのか。南河内にとっての合併のメリットなど、府と2町1村職員で検討を深める。本協議会で合意した方向性に基づき、首長から担当職員への指示のもと、対応方策の実施に向けて積極的に取り組む。お忙しい中、会議を頻繁に開いて、太子町の未来のことを考えていただけるということはとてもありがたいことではありますけれども、これらの文言のどこにも、太子町の住民さん、南河内の住民さんのことも、議会のことも書かれていないのですけれども、この協議会は、住民にも、議会にも、ホームページに書いているからこれを見れば、見たい人が見ればいい。知らせるつもり、一緒に協議をするつもりはないということでしょうか。

この協議会でも、田中町長は今の時代に合った効率的な行政運営をどうしていけば良いか。これは各市町村共通の課題、その先には合併ということもあると思うし、どのような合併が良いのか議論できれば良いとおっしゃっています。河南町長は、2町1村で解決できる課題もあれば、もっと大きな枠組みであればという課題もある。その先でどういう形があるか、その1つの方策として合併という文字も出てくる。これまで何回か合併についての協議もあったところだが、1つの考えるタイミングとして今があるのではないかと思う、やっぱりちょっと河南町の町長さんは少し弱い気がするんですが。千早赤阪村長は、3市も含めた取組に発揮できればと考えていると。富田林の市長、オブザーバーで来られましたけれども、広域連携の取組について研究・協議を行った先に、将来的な合併も選択肢の1つとして見えてくると考える、河内長野市長は、未来協議会はあくまで2町1村について議論する場であり、2町1村が広域連携の先に合併となるのかは、オブザーバーとして見守っていきたい。それ以上に踏み込み、市を含めて合併を議論するというなら、別の場が必要と考える、ちょっと一線を画しておられます。大阪狭山市長は、3市2町1村がしっかりと広域連携をするというのも手段。地域が成長・発展するためには、連携が良いのか、合併が良いのか、様々な選択肢について一つひとつ協議しながら、できるもの、できないものを見極めていくのがこの協議会と理解した、こうおっしゃっておられます。だから、広域でもいいのではないかとということをおっしゃっているかと思います。この場に集まった方々は、多くの人が合併について話をしておられます。

総務省が発表しました広域行政市町村合併では、高度経済成長期以降の交通網の整備や、最近の情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など、広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきています。金剛バスが運行中止になって、この後走るであろう公共交通は、これにも当たるかと思います。更に今日、市町村は少子高齢化や環境問題、情報化の推進といった多様化・高度化するとともに、広域化する行政課題への的確な対応に迫られています。また、市町村合併の進展等によって、基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでいますが、個々の基礎自治体は、規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の地方自治体が協力して実施することで、より効率的で、かつ質的にも向上した事務処理が可能となります。広域

的な取組を進める方法としては、複数の市町村が合体して1つの市町村として取り組む市町村合併と、個々の市町村はそのまま、連携調整して取り組む広域行政がありますと、国は、平成の大合併のように、市町村合併それ一で推し進めてはいません。広域行政もあるのではないかということ、この総務省は書いていると思います。

住民にも議会にもその都度情報開示し、傍聴も認めていただきたいんです。情報開示が、何しろ議会に対してもホームページを見れば分かるような説明では、ちょっと許されないと思いますので、傍聴も含めてみんなで考えていけるように求めまして、この質問は終わらせていただきます。

では、2問目、住民のための生涯学習センターについて質問いたします。

何度も何度も質問しておりますので、1問目は少し短くさせていただきます。8月31日に公民館を利用する住民と、教育委員会との懇談がありました。私は残念ながら懇談会に参加できなかったのですが、どんな話があったか後で聞いたのですけれども、この住みよい太子町をつくる会からは、アンケート結果を踏まえて、事前に全ての住民が気持ち良く利用できる生涯学習センター太子の森の改善を求める要望書が提出されており、要望書の回答を交えながら懇談を行っています。要望項目は、1、申込み・受付方法で改善してほしいこと。2、設備で改善してほしいこと。3、補助金に関する改善してほしいこと。4、利用料について。5、その他改善してほしいこと。5項目に分かれていましたけれども、要望書に書かれていること、そこで出された意見に対して、教育委員会としてどう対応していくのでしょうか。住民の要求を直接聞いて、どんな課題があると感じ、今後どう活かそうと考えているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 住民のための生涯学習センターに、のご質問について、ご答弁を申し上げます。

これまでの生涯学習センターの運営等につきましては、住民の皆様を対象としたアンケート調査をはじめ、利用者説明会や個別相談会など、できる限りの機会を設け、様々なご意見・ご要望をお聞きしてまいりました。そのご意見・ご要望を受け、創作室の姿見鏡の増設やフロア案内図の設置、利用申込期間の変更、また施設の予約状況を確認できる端末の設置など、多くの改良を加えてまいったところでございます。

また、先般開催をいたしました懇談会におきましても、和室の茶室としての機能充実や、これまで幾度となくご要望いただいております鍵の受渡し時間などについてのご意

見を受け止め、これまでと同様に丁寧な説明と対応を行い、必要な改良を行っているところでございます。なお、昨年3月にご議決をいただいております使用料の関係や、文化・スポーツ活動活性化補助金に対するご意見もいただいておりますが、全体としましては一定のご理解をいただいているものと考えてございます。

このような社会教育施設の管理運営につきましては、多くの利用者の声を聞きながら行っておりまして、生涯学習センターと同様に、総合スポーツ公園や歴史資料館においても必要なメンテナンスと改良を行っているところでございます。教育委員会事務局といたしましては、今後もより多くの住民の皆さんが効果的かつ効率的に利用していただける施設となるよう、所管する他の社会教育施設と同様、生涯学習センターについても住民の皆様からのご意見をいただきながら施設運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 答弁ありがとうございます。

近隣市町村で無料の公民館がないのは、太子町だけ。こういう話が8月31日にありました。このことに、初めて懇談会に参加されたサークルの方は一様に驚いておられたそうです。社会教育法には、市町村の教育委員会の事務第5条に市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において次の事務を行う。1、社会教育に必要な援助を行うこと。2、社会教育委員の委嘱に関すること。3、公民館の設置及び管理に関すること。以下続くのですが、ここにはあつて当たり前だからと思うんです。当たり前のように書かれてある公民館、これがないのが太子町です。お話の中で課長は、そう言われたら、太子町には公民館はないけど、太子町が所有する大字集会所があるとか、各地区集会所がある、こういったお話もされていたようですが、それらは教育施設ではありませんよね。生涯学習センターは、公民館を建て替えてできた社会教育施設です。万葉ホールのような庁舎管理の施設、庁舎管理の貸館ではありません。教育施設であるからには、教育的な視線は欠かせないと思うんです。

ホームページにも、太子町立生涯学習センター太子の森は、令和4年7月に開館した新しい生涯学習の拠点となる施設です。年間を通じて幅広い年代の皆さんが、教養や趣味など幅広い分野の教室や講座を行います。また、様々な趣味のクラブなども多く利用されており、自主的に新しい活動が行われています。こう書かれています。なので、改めてお尋ねいたしますけれども、教育施設だという認識を教育委員会がお持ちなのでし

ようか。

懇談会では、本当に様々な声が出ていました。どんな声があったか。やはり、以前の公民館のように無料にしてほしい、この声はやはり多いです。アンケートを取りましたけれども、アンケートでは52%が無料を望み、29%が引下げを、条件付が3%、無回答が16%でした。ここで出た皆さんの願い、生涯学習センターについての意見、教育長はお聞きになられましたでしょうか。施設面の改善は、それはそれは丁寧に聞き取って、改善の努力をし続けてくれています。先ほど茶室のお話がありましたけれども、私も分からないんですが、釜の位置がちょっと高い。高さがどれだけ高いかなと思ったら、もうちゃんと調べていただいて、1センチほどの高さの違いだったそうなんです。それをもうすぐにでも、これから変えていこうと努力していただいております。

料金の問題と同じぐらいずっと言われていたのが、鍵の受渡しの時間です。時間ちょうどでないと渡さないということで、もう時間前には、受付には人ばかりになっているときもありましたので、それを改善してほしいということを言いますと、5分ですけれども、前が使っていなければ鍵を渡してくれるようになりました。もうそれを本当に喜んでいただいている、そういう努力は、住民さんはしっかりと見てくれていますし、そうやってやってくれたことについては、喜びの声として私の耳にも届いています。今、何度やっても使用料問題だけ、お金の問題だけは変わりません。有料である総合体育館のことをよく言いますけれども、有料であっても、あの総合体育館ですら子どもたちへの減免制度はあります。では、生涯学習センターは減免制度があるのでしょうか。そういった子どものため、高齢者のため、そういった減免制度はないのではないのでしょうか。

なので、改めて教育長に問います。いろんな法律、憲法あります。日本国憲法、地方自治法、教育基本法、これらに書かれているそのことと、自治体としての役割、これは受益者負担は当たり前、この考えを相入れるものなのではないのでしょうか。2006年12月15日、教育基本法改悪法案を自民公明の賛成多数で可決成立させましたけれども、教育長は改悪される前の教育基本法を学び、教鞭を執っておられました。このとき、教育基本法は改悪はされましたけれども、教育基本法の中で生涯学習の理念、第3条では、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない。また、その中の社会教育第12条では、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は国及び地方公

共同体によって奨励されなければならない、2で国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならないとあります。です。改めて問います。日本国憲法、地方自治法はもとより、教育基本法などに書かれていること、これと、受益者負担は当たり前、この考えは相入れるのでしょうか。教育の現場に長く身を置いてきた太子町の教育行政のトップ、教育長の答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） ご答弁申し上げます。

生涯学習センター太子の森は、住民の皆さんの趣味、教養、文化・芸術活動の拠点であるこれまでの公民館機能と、観光交流センター機能に加え、拡充した図書館と、多くの皆さんが気軽に集まり交流するコミュニティの場として整備しております。また、町民の皆さんの生涯学習を中心とした活動の支援により住民活動の推進を図り、地域のにぎわいを創出し、もって町民の皆さんの文化及び生活の向上に寄与する拠点施設とすることを目的とした公の施設として位置づけております。

一般的に公民館は、戦後の荒廃し混乱した社会状況の中で、新しい日本を築き上げる1つの核としてその設置が提供され、郷土再建の拠点としようとするところから始まったものでございます。その後、公民館を規定した社会教育法が制定され、法的な整備が図られることになり、公民館が公の施設の中でも地域住民の日常生活に密着し、住民主体の機能と性格を持った施設となり、これまで生活に即した教育及び文化に関する各種事業を行うための拠点として、また、各種の自主活動の場として利用されてきました。

関係法令を見ると、昭和24年に制定された社会教育法第3条では、国及び地方公共団体の任務として、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないとされ、第5条の市町村の教育委員会の事務として、公民館の設置及び管理が規定されております。

また、教育基本法については、昭和22年の制定から半世紀以上が経過した平成18年に、この間の科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの教育をめぐる状況が大きく変化していることから、新しい教育基本法が公布・施行されました。新しい教育基本法では、第3条に生涯学習の理念が新設され、国民一人一人が、自己の人格を磨

き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないと規定され、第12条では、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならないとされており、社会教育施設は無料が望ましいなどとは記載されてございません。

また、地方自治法の第244条に規定する公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であり、図書館、公民館、公立小・中学校、社会福祉施設、公園、道路などが挙げられ、本町の生涯学習センターについても公の施設として、総合スポーツ公園や万葉ホールと同様に、施設の健全な維持管理及び運営を持続させるためにも、その一部を利用者に負担していただくことは、負担の公平性を確保するためにも必要なことであると、私自身も考えてございます。

また、生涯学習センターの使用料についても、その趣旨をご理解いただき、昨年3月の議会定例会で、有料化についてご議決いただいたものと理解しております。しかしながら、これまで無料で利用できた公民館が、住民の皆さんにとって身近で気軽に活用できる学習拠点として重要な役割を担ってきたことは間違いありません。そのような中、昨年7月に約10億円を投じて開館した生涯学習センターは、先ほどからありますように、社会を取り巻く状況の変化とともに、時代における活動も大きく変化する中で、より時代のニーズに合わせた新たな機能を加えた活動拠点として整備したものでございます。開館以降、新たな運営方法と新たな取組を進めることで、新規利用者はもとより、公民館時を大きく上回る多くの方にご利用いただいている状況でございます。

いずれにいたしましても、生涯学習は学習者の自発的意思によって行われるものであり、学習機会や情報の提供により、住民の学習意欲の醸成を図ることこそが本来の目的であると考えております。生涯学習センター太子の森を住民の皆さんと共につくり、育て、住民の皆さんが生涯を通じて主体的に学び続けることにより、「和のまち“たいし”」の人間性を育む人づくりを更に加速させてまいります。

また、様々な分野で住民福祉に協力をいただいている方々の絆を深め、「人づくりのまち太子」と「住民協働のまち太子」を町内外に発信し、地域活性化を図るとともに、持続可能な施設運営を行いながら、大切な生涯学習センター太子の森をしっかりと次の世代へ継承していくことが、私にいただいた使命、ミッションであると受け止めており

ます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 持続可能な施設運営をした挙げ句に、高齢の方が施設を使えなくなって、それでいいのかなと思います。令和4年度決算で、文化・スポーツ活動活性化事業補助金は91万5千800円でした。令和5年度の予算では、使用料収入見込みが292万9千円、文化・スポーツ活動活性化補助金で200万円支出予定です。生涯学習センターの使用料問題と補助金は別々だと言いつけてきましたが、スポーツ活動で補助金をもらっている団体には通じて、生涯学習センター利用者にとっては、片方で利用料を取り、もう片方で10人以上の団体なら2万円がもらえる、まるで割引料のようになっているわけです。実際は1時間500円の使用料を10人で払うのと5人で払うのとは、1人当たりどれだけの負担感が違うんでしょうか。計算すれば、算数の世界だと思います。負担感が違うのがよく分かります。10人以下で補助金がないサークルほど運営が苦しくなっており、月4回実施していたのを月3回に減らしたというサークルもありました。

懇談の場で、補助金について、町長のマニフェストで文化・スポーツ活動を支援したいという気持ちの中から、補助しよう決めさせてもらった、こうおっしゃっておられました。本当に活動を支援してもらいたいんです。でも、これに対して住民の方は、田中町長が支援したいということで補助金を使ったという。支援したい基準は10人でないといけないということなのか。10人に満たないクラブの負担になっている。もうやめようかになっていて、これが支援になっているのか。という意見がありました。少ないクラブほど負担が重い。これを支援と言い、公平と言うのでしょうか。要望書にありました、全ての住民が気持ち良く利用できる生涯学習センター太子の森への改善を求め終わろうとは思いますが、あまりにも現場の声を知らないお言葉で、ちょっと残念です。本当に、そうは言いますが、担当の方は本当によく聞いてくれている。できることをしようと思って努力してくれている。でも、それを何か切って捨てるような、現場を知らない声はちょっといかがかなと思いますので、よく足を運んで、住民さんの声を聞いていただきますよう求めまして、この質問を終わります。

3つ目です。地域活動支援について質問いたします。ちょっと質問の形式が変わるかもしれませんが、お許しください。犬や猫などのペットは単なる愛玩動物としてではなく、飼い主やペットと共に過ごし、まるで我が子に無償の愛情を注ぐかのように、ペッ

トに愛情を注ぎながら、同時に自らの心を飼い主は癒やしております。コンパニオンアニマルとして飼育する人も少なくありません。家族のようにかわいがる一方で、保健所への持込みや捕獲による犬や猫の殺処分数は、この間市民団体や保健所の譲渡、返却の懸命の努力で、2010年度には年間20万件を超えていたものが、2020年度には1万4千457件まで減少しています。しかし、残念ながらそれでもゼロにはなっていません。

2021年6月議会で、動物愛護に対する太子町取組について辻本博之議員が質問し、広報たいしや太子町のホームページでも、さくらねこについて紹介されるようになりました。ホームページには、地域猫活動として、さくらねこ無料不妊手術事業への参加と書いてあります。太子町では現在、太子町で4団体が保護活動をされているそうです。そのうちの一団体の方から、このままでは保護猫活動を続けることができないという相談がありました。猫を保護し、おりに閉じ込めているだけでは、ボランティアは続けられません。不妊手術を行う動物病院が地域に存在して初めて不妊治療を施し、地域に帰すことができます。この不妊治療はどこ動物病院でもいいというわけではなく、どうぶつ基金と協働している協力動物病院のみでしか、どうぶつ基金の無料不妊手術事業のチケットを使つての手術ができません。府内では9病院だけしかありません。

ところが、これまで太子町のボランティアさんが利用していた八尾市にある動物病院が協力病院を辞退することになり、今後の活動が危ぶまれる状況になっています。これまで利用していた病院はとても丁寧だったのですけれども、新しい病院になりますと、まず太子町から遠い病院になっています。そうすると、送迎の交通費の燃料代もかかります。それと手術代は、追い金はなかったんですけれども、1匹当たり平均で2千円から3千円の負担が生じることにもなるそうです。これらのことは、今まではお金を出さなくなっても、病院がなくなることによって、このボランティアさんは全て自己負担が増えるということになります。

お隣の富田林では、補助金、雄5千円、雌7千円、公益財団法人どうぶつ基金発行の無料不妊チケット、これは一緒です。行政枠の交付、保護器の貸出し、地域猫活動中であることを明示する看板及び腕章の貸出しなどの支援をしております。太子町でも富田林市のような支援はできないでしょうか。また、さくらねこ活動といいますと、耳を切って猫を放すというだけで終わるんですけれども、地域猫活動とすると、地域の皆さんと一緒に猫が生涯を終えるということができるので、さくらねこ活動ではなく、地域猫

活動として位置づけてもらえないでしょうかとおっしゃっておられます。また、太子町として地域猫及びTNR、さくらねこ、耳を切っている猫ですけど、TNRに関しての理解、認知度を広める広報活動への協力はできないでしょうか。ボランティアさんが今後も活動を続けていけるように、太子町としての支援を求めます。

以上、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 地域猫活動支援について、私のほうから答弁申し上げます。

本町におけるさくらねこ無料不妊手術事業につきましては、令和3年12月の開始以来、5団体のご協力により総数98頭に不妊手術を行いました。地区別に申し上げますと、春日地区41頭、畑地区30頭、太子地区15頭、山田地区11頭及び聖和台地区1頭となっております。全て公益財団法人どうぶつ基金が手術費などを全額負担するさくらねこ無料不妊手術事業により、八尾市にある動物病院ハッピータビークリニックにおいて、不妊手術の支援を受けたものです。

多くのご協力をいただきましたハッピータビークリニックにつきましては、本年11月より地域猫に対する独自の支援対策を始められることから、どうぶつ基金の協力病院を辞退されることとなっています。本町といたしましても、今後もどうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業を継続するため、新たな協力病院を検討しているところです。地域猫活動を実施していただいている団体のご意見を確認しながら、新たな病院を決定したいと考えております。

また、活動団体への支援策といたしまして、現在、捕獲機の貸出しの検討を行っており、捕獲機のめどが立ちましたら実施してまいりたいと考えております。また、令和4年4月の広報紙におけるボランティア活動紹介記事の中で、捕獲機などを用いて野良猫を捕獲し、去勢・避妊手術、ワクチンや寄生虫の駆除などを行い、再び元の場所に戻すTNR活動などについて掲載させていただきました。また、ボランティア団体作成のさくらねこポスターを、役場庁舎ほか生涯学習センターや総合体育館などにおいて掲示させていただいております。今後も周知の方法や内容について研究し、知名度を高める必要があると感じております。さくらねこ無料不妊手術事業に関わっていただいている団体が少しでも長く活動していただけるよう、地域猫及びTNR活動について地域の理解を深め、地域も活動に関わっていただけるよう、広報周知や地域の呼びかけなどについ

て検討してまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。本当にこの方、その病院がなくなることでおっしゃっていたんです。それなりの成果を上げて、住民の方から野良猫が減ったとお声をいただくことが増えているので、喜んでおられたんですけれども、とても残念であります。どうぶつ基金のチケットもいつまで利用できるかは不確定であり、支援がないのであれば、10月いっぱい活動を休止する方向で考えております。こういった思いが届けられていたんですけれども、担当課の方から、捕獲機置いてあげようとか、広報に力を入れてあげようとか、このままボランティアさんを放るのではなく、一緒に考えていただけるということですので、よろしく申し上げます。

それと、さくらねことかTNRでしたっけ、言っていましたけれども、これ本当に地域猫と言ってもらおうほうが、地域に伝わりやすいそうなんです。聖和台は1匹と言っていましたけど、この1匹が本当に公園でみんなに可愛がられているそうなんです。この避妊手術した野良猫は、もう10年も生きてらいいところらしいんです。だから、生涯を地域の人にかわいがってもらって、地域の人に面倒を見てもらって、そこにはもう自治体が、町が入っていくのではなくて、町会、地域の人が見守っていくということが大切だそうです。ですから、名前も地域猫活動と変えてもらって、堺市なんかは、この地域猫がここでこんなふうにやっていますという写真を広報に貼り出して、それを周知としているみたいなんです。お金をかけて避妊の費用を増やしてもらえるのが一番かと思いますが、できることからボランティアさんの思いに寄り添っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田 強君） これにて、西田議員の質問を終わります。

次に、7番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔7番 辻本博之君 登壇〕

○7番（辻本博之君） 議席番号7番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なお答弁をよろしくお願い申し上げます。

近年は、気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下、動植物の分布域の変化

など、気候変動及びその影響が全国各地で表れており、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。中でも、猛暑による熱中症リスクは増加の一途をたどっており、国内の熱中症死亡者数は、年間1千人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。また、今後地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据え、各自治体でも、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えます。

それでは、初めに子どもの熱中症防止の取組について質問させていただきます。学校における子どもの熱中症を防ぐための取組も、大変に重要であります。公立の学校施設においては、地方公共団体からの計画を踏まえ、公立小中学校等の普通教室における空調施設の整備が進められていると思います。令和2年度9月1日時点で、全国平均93.0%です。現在、町立小中学校等の普通教室への空調設置率はどのようになっているのか。また、空調施設を活用するための電気代の手当は十分なのか、お聞かせください。

と同時に、子どもたちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えます。他市での一例を挙げますと、兵庫県たつの市では3年前に水で濡らす冷感タオルを全児童に配布しました。しかし、小学5年生の児童から、通学時、熱中症になりそうなこと、対策グッズが欲しいとこのことの訴えを聞き、教育委員会は更なる対策を1年かけて検討し、ランドセルに取り付けるパッドの配布を決定。背中用パッド3千190円は、冷蔵庫で冷やした保冷剤を入れるタイプで、168グラムと軽量。保冷効果は登校時のみですが、背中の汗取り効果もあり、下校時も役に立ちます。太子町の子どもたちが快適に通学できる取組をぜひご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 町立学校園におけます熱中症予防の取組についてご答弁を申し上げます。

近年の気温上昇をはじめとする気象変動は、まさに地球規模と言える状況であり、今夏は気象庁が、観測史上最も気温の高い夏と発表し、大きく報じられたところです。このような状況は、子どもたちの生活にも大きな影響を及ぼすところとなっております。子どもたちが一日の生活の多くを過ごす学校においては、安心安全な環境を維持することが重要であることは言うまでもございません。熱中症のリスクは、猛暑に代表される気象条件だけではなく、体育の授業や校庭での休み時間の活動など、活動条件、個人の

体調や体質、日陰の有無などの環境条件に至るまで様々な要因があり、多様な観点から注意をしていくことが求められます。

ご質問にございました町立小中学校の普通教室への空調設置率は、平成26年度から順次エアコンを設置し、現在の設置率は100%となっております。また、エアコン設置に伴い発生するランニングコストである電気料金についても予算措置を行い、適切に運用しているところとなっております。

現状における具体的な学校の取組については、暑さ指数や熱中症警戒アラートによる運動指針の目安を設け、複数台の暑さ指数計を設置し、随時運動に適した環境であるかを判断することで教育活動を進めております。また、熱中症事故防止に関する通知を各学校園に配布をし、教職員に周知の徹底を図っておるところでございます。

以上のような登校後の対策については、環境面、活動面それぞれに一定の基準を設けながらの活動としてございますが、登下校時の熱中症対策は学校園だけで取組を進められるものではございません。ご家庭にご協力をいただき、日傘やクールリングを使用することで暑さ対策を行っております。また、登校時に上がった体温を下げるため、校内にミストを設置したり、教室のエアコンを稼働しておき、登校後すぐに体を冷やすことができるようにするなど、環境整備を行うことで子どもたちの健康保持に努めております。

今後も子どもたちが安心して通える安全な学校づくりを目指し、今般の猛暑をはじめとする気象変動から子どもたちを守る取組を、他市町村の事例も参考にしつつ調査、研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございます。登校前後、学校内での対策について、環境面、活動面と、子どもたちの健康保持に努めていただき感謝申し上げます。これからも、子どもたちの安心安全な学校生活をよろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組について質問させていただきます。

熱中症で亡くなる方の多くを占めている、熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様には、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要でございます。熱中症で救急搬送される件数は年々増加しており、65歳以上の高齢者の割合は全体の56%にも上ります。高齢になると、老化により暑さを感じにくくなります。また、汗をかきにくく、

喉の渇きも感じにくいので、脱水症状を起こしやすくなります。熱中症になったことに気づかず、気づいたときには症状が進行し、重症化してしまっているのです。熱中症予防のためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本となります。高齢者の熱中症予防をしていくためには、地域保健部門の関係機関が一体となって対策を的確に進める必要があります。

そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、地域保健部門の関係機関と連携し、どのような取組をしているのかお聞かせください。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 高齢者の熱中症に対する取組についてご答弁申し上げます。

ご質問にありましたように、高齢者は暑さに対する身体の体温調整機能が低下していることもあり、熱中症に対するリスクが高くなっております。そのため、熱中症予防としては、喉の渇きを感じていなくても1日当たり1.2リットル、コップで約6杯分を目安として、小まめに水分を取ることが望ましいとされております。また、入浴前や就寝前など、時間やタイミングを決めて水分補給の習慣をつけるとともに、熱中症予防に対する正しい知識と、日頃から水分補給を意識してもらうことが非常に大切であります。

そこで、高齢者の熱中症対策としましては、夏場だけでなく注意喚起が必要となる暑い時期や場面に、適切にタイミングを見計らい様々な機会を捉えて啓発することがとても重要であると考えております。本町としましては、熱中症予防に向けて広報紙やホームページなどによる情報発信はもとより、各町会・自治会におられます健康づくり推進委員に対して、地域における啓発活動やチラシ配布のお願いを行っております。また、地域包括支援センターにおいてはチラシを作成し、高齢者が集まる元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロン、介護事業所、医療機関などへ職員が直接持参し、熱中症予防に対する注意喚起を行っているところでございます。

特に配慮が必要なひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯に対しては、訪問看護師による見守り等の訪問時に脱水状況の確認を行い、必要に応じて水分補給やエアコン使用時の注意を説明するなど、きめ細やかな注意喚起を実施しております。加えて、民生委員において、それぞれの地域で見守りが必要な高齢者に対して、日頃から友愛訪問事業での対面による声かけを行い、特に暑い時期は熱中症予防対策に力を入れていただいております。更に、社会福祉協議会では、福祉センター利用時や会議、イベントなど

の機会に声かけやチラシを配布するなどして、注意喚起にご協力いただいております。
また、本町では注意喚起のみにとどまらず、ハード面においては、大阪府の都市緑化を活用した猛暑対策事業により、令和3年度には太子・和みの広場及び道の駅近つ飛鳥の里・太子、令和4年度には太子町役場のバス停に微細ミスト装置などを設置し、高齢者の方々を含め、来訪者や住民の多くの方々の暑さ対策としての一翼を担っているところでございます。

今後も引き続き、民生委員や社会福祉協議会などの関係機関とも連携しながら、熱中症予防に向け、高齢者の方々に高い意識で対策を行ってもらうために、工夫を凝らしながら伝わりやすい周知啓発などの取組に努めてまいります。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。熱中症弱者と呼ばれる高齢者の方々の地域での見守りを最大限、またお願いいたします。太子町として、引き続き熱中症対策をしていただきますよう、強くお願いいたします。

今後、世界レベルでも温暖化が急速に進んでいきます。日本でも、ここ数年四季がはっきりせず、季節感がなくなりつつあります。50年前は扇風機だけで十分だった真夏が、今は命の危険を感じる暑さとなってしまいました。世界的に取り組んでいるSDGsに力を入れるのはもちろんですが、町として、高齢者や子どもたちに寄り添った具体的な施策をご検討いただきたいと強く要望し、質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第2、議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、太子町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険被保険者の産前産後期間の所得割保険料及び均等割保険料について、出産予定日が属する月の前月から出産予定日が属する月の翌々月までの4か月分を免除するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、25日の福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第3、議案第30号及び日程第4、議案第31号、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第30号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第6号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2千652万7千円を増額し、総額を64億967万9千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、金剛自動車株式会社の路線バス事業の廃止に伴う町コミュニティバスの路線追加及び道の駅の現状分析に要する経費のほか、6月の台風2号及び8月豪雨の災害復旧費など、予算措置を行っております。一方、歳入につきましては、歳出増加に伴う財源措置としまして、国・府支出金で予算措置を行うとともに、財政調整基金繰入金により財源の調整を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第31号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ110万円を追加し、総額を14億9千785万1千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、まず、歳出につきましては、出産被保険者に係る産前産後期間の保険料免除措置のためのシステム改修費用を増額いたしております。一方、歳入につきましては、産前産後期間の保険料を免除することに伴い保険料を減額する一方で、一般会計からの繰入金を増額しているほか、制度改正に伴うシステム改修費に対する特別調整交付金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第30号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第6号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第31号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、26日の福祉文教常任委員会に付託いたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、最終本会議は27日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでございました。

（午後 2時18分 散会）

【第 3 日】

令和5年 第3回太子町議会定例会会議録

令和5年9月27日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	辻本知也君
秘書政策課長	西本武史君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
企画担当課長	小泉大吾君	保険医療課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
自治防災課長	辻中一嘉君	学務指導担当課長	矢野敦則君

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	木下雄平
------	-----	----	------

◎議事日程第3号

- 日程第1 諸般の報告（南河内環境事業組合議会）
- 日程第2 議案第22号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について
（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 認定第1号 令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（決算
常任委員長報告）
- 日程第4 認定第2号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第5 認定第3号 令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 認定第4号 令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第7 認定第5号 令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 認定第6号 令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第9 認定第7号 令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務
まちづくり常任委員長報告）
- 日程第10 議案第23号 太子町子ども・子育て会議条例中改正の件（福祉文教常任委
員長報告）
- 日程第11 議案第24号 太子町空家等対策協議会条例中改正の件（総務まちづくり常
任委員長報告）
- 日程第12 議案第25号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）（予算常任委
員長報告）
- 日程第13 議案第26号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第14 議案第27号 令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（福
祉文教常任委員長報告）
- 日程第15 議案第29号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報
告）

日程第16 議案第30号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第6号）（予算常任委員長報告）

日程第17 議案第31号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）

日程第18 議員提出議案第3号 ヤングケアラー支援を求める意見書（案）（議員提出議案）

追加日程第1 議員提出議案第4号 「地域公共交通対策特別委員会」設置を求める動議（議員提出議案）

追加日程第2 選任第1号 地域公共交通対策特別委員会委員の選任

日程第19 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、各常任委員会におかれましては精力的にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

○議長(山田 強君) 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

○議長(山田 強君) ここで、一言申し上げます。

9月15日の幹事長会において協議いたしましたとおり、本会議において、監査委員である西田議員は、監査委員の立場として、決算認定の採決に加わらないこととします。また、立会いの必要性があることから、途中退席はせず、議決結果を見届けていただくことといたします。

○議長(山田 強君) 本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございますが、「地域公共交通対策特別委員会」設置を求める動議が提出されていますので、議会運営委員会において、議案を上程することになりましたので、日程に追加し、追加日程第1として取扱います。

○議長(山田 強君) 追加議案として、議員より、日程第18、議員提出議案第3号、追加日程第1、議員提出議案第4号の合計2件の追加議案が提出されております。

この議案につきまして、20日と本日開催されました議会運営委員会において協議し、日程に追加させていただいておりますので、本日、全員審議にてお願いいたします。

○議長(山田 強君) 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本馨議員。

○8番(辻本 馨君) それでは、南河内環境事業組合議会第2回定例会のご報告をさせていただきます。

この定例会につきましては、先の台風7号の影響により、開会を令和5年8月15日から8月30日に変更され、開催をされております。

当日ですが、本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、委員会開

催内容として、委員の異動と新たな正副委員長が選出されたこと、付議される提出案件についての了承などの報告があった後、事務局から、第1清掃工場基幹的設備改良工事の進捗状況の報告や、令和4年度決算の概要説明などがございました。また、清掃工場のダイオキシン類測定結果が提示され、特に問題のない値でございました。

続きまして、本会議の提案案件につきまして順次に申し上げますと、1、報告第2号、管理者の異動については、吉村善美富田林市長が、本年5月15日付組合の管理者に選出された報告でございました。

2、報告第3号、副管理者及び副管理者副市長の異動については、古川照人大阪狭山市市長が、再選により本年4月27日付で引き続き組合副管理者に就任されたこと。また、置田保巳富田林副市長の後任として、本年6月14日付で選任された谷口勝久富田林市副市長が組合副管理者副市長に就任された報告でございました。

3、報告第4号、組合議会議員の異動については、富田林市から酒本千紘議員、村山理恵議員、堀辺まゆみ議員、南齋哲平議員、今城克久議員が、河内長野市から奥井良一議員、駄場中大介議員が、大阪狭山市から久山佳世子議員、花田全史議員が新たに選出された報告でございました。

4、同意案第1号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、組合公平委員会委員3名のうち北川和郎氏が退任されていることから、南河内広域公平委員会の委員に就任されている菅勉氏を適任と認め、新たに組合公平委員に選任するもので、原案のとおり同意されました。

5、承認第7号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員の定年が令和5年度から延長されたことに伴い、定年引上げ後の給料を定年前の給料の7割とする措置を規定することについて、富田林市に準じ、令和5年3月22日付で専決処分されたので、原案どおり承認されました。

6、議案第4号、南河内環境事業組合ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定については、ごみ処理施設を整備するための基金の処分に関し、要件を明確にするため、所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

7、議案第5号、南河内環境事業組合し尿処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定については、ごみ処理施設整備基金と同様に、し尿処理施設の整備のための基金について、処分に関する要件を明確にするため、所要の改正を行うもので、原案のと

おり可決されました。なお、本案は、し尿処理に関する事件のため、組合格約第9号の特別議決により採決されました。

8、議案第6号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ115万4千円を追加し、総額を57億7千215万7千円とし、併せて残務処理負担行為を補正するもので、原案のとおり可決されました。

補正の内容は、本年4月の人事異動による人件費等の補正と、残滓運搬処理に係る業務委託について、限度額1億8千155万6千円の債務負担行為を追加するものでございます。

9、監査報告第2号、例月出納検査の結果報告については、令和4年度1月から5月分及び令和5年度4月から6月分に関わる例月出納検査の結果が監査委員から報告され、特に問題はなかったとのこととございました。

10、認定第1号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額22億2千4万1千538円、歳出総額21億2千222万7千593円の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付されたもので、質疑の後、原案のとおり認定されました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和5年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第2、議案第22号から日程第17、議案第31号までの以上16件を一括議題といたします。

各議案は去る1日と25日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、決算常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔決算常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○決算常任委員長（中村直幸君） 決算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第1号、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、政策総務部関係では、人件費が減額となっている理由を問う質疑があり、理由は大きく2点挙げられ、

1点目は、退職手当の約870万円の減額。2点目は、時間外勤務手当で、総残業時間が令和3年度では約9千600時間であったのが、令和4年度には約8千500時間までに下がり、金額にして約280万円減額となっているとのことでした。

財産売却収入は聖和台のものであるが、また、売れ残りがあるのかという質疑があり、聖和台3筆分の収入であり、1筆売れ残っている。今年度は、昨年度の売れ残り1筆と、新たに別の聖和台1筆を売り払うよう募集をかける予定であるとのことでした。

そのほか、国、府からの専門職の派遣、役場前バス停のミスト装置のランニングコスト、太陽光発電売電料、防災行政無線の個別受信機の運用などについての質疑がありました。

健康福祉部関係では、子どもの医療費助成について、18歳まで無償化を実施した場合の金額についての質疑があり、令和4年度の補助金ベースで試算した場合、1月から12月の1年間で約2万2千件。金額にすると、自己負担分760万円が必要になるとのことでした。

太子町内でのヤングケアラーの事例の把握、所管部署についての質疑があり、虐待相談の中で個別に把握する場合はあるが、全体的に把握はできていない。また、所管部署については、教育委員会部局、健康福祉部局にとらわれず、本人、子どもにとって一番良い形となるよう十分検討し対応していきたいとのことでした。

そのほか、放課後児童会の待機児童数、重層的支援体制整備事業の内容、出産・子育て応援交付金の交付人数などについての質疑がありました。

まちづくり推進部関係では、子どもの活動支援補助金の内容、過去からあった制度なのかを問う質疑があり、子ども活動支援補助金は、公益財団法人のライフスポーツ財団が実施する支援事業で、スーパーのライフが運営するライフコーポレーションの株式を基本財源とする財団が行っている事業であり、新型コロナウイルスの影響や生活様式の変化などにより、子どもたちの身体を動かす機会が減少している中、子どもたちの健全な心身発達のために、日常的な運動、遊びやスポーツに親しむための取組を行う地方公共団体等の活動経費の一部に支援する事業である。対象経費としては、公共施設にある大型遊具の設置や修繕、子どもたちが使用する運動スポーツ用具の購入などや、親子を対象とする運動スポーツ事業の開催経費などが対象になっており、支援金額は1支援団体につき一律100万円であるとのことでした。また、制度としては過去から存在するが、本町において採用したのは令和4年度からであり、今年度も交付決定を受けている

状況であるとのことでした。

そのほか、空家バンクの利用実績、農業次世代人材投資事業の進捗状況、道の駅のキャッシュレス化などについての質疑がありました。

教育委員会所管関係では、GIGAスクール構想のAIドリル導入について質疑があり、GIGAスクール構想の実現に向けた様々な取組の中で、AIドリルは、一人ひとりの理解度、習熟度に応じた教材を提供することで、基礎学力の向上を図ることができる学習教材であり、ほとんどの市町村においてAIドリルが導入されており、本町においても、多様な子どもたちを誰ひとり取り残さないという個別最適化させた学びの実現のために令和4年度から導入しているとのことでした。

そのほか、中山久蔵顕彰事業の今後の展望、全国学力・学習調査の結果、学校給食におけるアレルギー食対応などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、認定することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、決算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

建石議員。

〔総務まちづくり常任委員長 建石良明君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（建石良明君） おはようございます。総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第22号、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議については、審議において、財政効果額を早く達成した場合どのようなようになるのかを問う質疑があり、20年間で試算されている財政効果額を5市町村それぞれが仮に5年で達成した場合、20年間は財政効果額を損なうことがないよう配慮されるが、達成の翌年度の末日から基準財政需要額の2段階割ではなく、1段階の経費負担となるとのことでした。

そのほか、変更前の規約の日付が残ることなどについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

認定第3号、令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、財産区管理のため池は釣りが禁止されているのかを問う質疑があり、釣りに関しては管理会においても協議したことはないが、事務局としては、安全面を考慮するとあまり好ましくはないと考えているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

認定第4号、令和4年度、太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、財産区の業務は例年変化がないのかを問う質疑があり、基本的には例年どおりではあるが、令和4年度に関しては、東谷池で木々が大きくなっている部分があったため、事業者へ樹木伐採の委託を行ったとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

認定第7号、令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定については、審議において、有収水量が減少しているのは人口減少によるものであるかを問う質疑があり、人口減少によるものが大きく、令和2年度、3年度においては、新型コロナウイルスの影響により、一時的に有収水量が増加したが、令和4年度では、コロナ禍以前の有収水量に戻っている。人口減少と併せて節水型機器の普及も大きな要因と考えているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

議案第24号、太子町空家等対策協議会条例中改正の件は、審議において、上位法令の変更による住民への影響があるかを問う質疑があり、法律が改正され課税されたことにより、空家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等という3本柱が大きく加わり、住民に一番直結する特定空家の除却については、放置することで特定空家になるおそれがある空家に指定されると固定資産税が6分の1に減額されていた住宅の特例が解除されるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上です。

○議長（山田 強君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

辻本博之議員。

〔福祉文教常任委員長 辻本博之君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（辻本博之君） おはようございます。福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、令和4年度における制度変更の内容、対象人数及び軽減額を問う質疑があり、令和4年度は子どもの均等割半額の制度が導入され、就学前の6歳に到達後、最初の3月31日までの被保険者は5割軽減を受けており、対象人数は76人、軽減額は約75万円とのことでした。

その他、資格証明書、短期被保険者証の発行人数、とくとか健診の受診者数及び推移、被保険者証のマイナンバーカード利用などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、介護認定に必要な主治医意見書の受け取りに時間を要しているが、そのことによる生活への支障を問う質疑があり、介護サービスが必要な方については、原課でも把握しており、必要に応じてサービスを前倒しで利用しているとのことでした。

その他、コロナによる影響、重層的支援体制整備事業における社会福祉協議会の役割、ボランティアへの負担増などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、全国の保険料における大阪府の順位、また、太子町の1人当たりの保険料額を問う質疑があり、1番目は東京都、2番目は神奈川県、3番目は愛知県、4番目が大阪府となっており、順位については変動がなく、太子町の1人当たりの保険料額については、令和4年度は9万6千689円、令和5年度は9万7千613円とのことでした。

その他、2割負担となったことによる影響、軽減制度についての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、

原案どおり認定することに決しました。

議案第23号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件については、審議において、子ども家庭審議会へ名称変更することによって、在り方が変わるのかについての質疑があり、子ども家庭審議会は国の審議会であり、従来様々な省庁に分かれていた子ども施策が、こども家庭庁に集約されるとのことでした。

その他、上位法令の変更に伴う影響、条例改正の時期についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第26号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、審議において、基金の状況を問う質疑があり、令和4年度末の基金残高は8千562万4千円、令和5年度は当初予算で2千万円を繰入れ、積立てが3万円、今回、1号補正を行うことにより、2千857万2千円を積み立て、令和5年度末の残高見込みは9千422万6千円とのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第27号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、審議において、基金の増減を問う質疑があり、今回の補正で2千万円の積立てを行い、令和5年度予算で約3千400万円繰入れを行っており、令和4年度末より基金が減る見込みとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、保険料減免の期間、対象人数についての質疑があり、出産する国民健康保険被保険者の保険料について、単体すなわち1人の子どもであれば、出産日の前月から翌々月である4か月間について、所得割と均等割の保険料を減免するもので、双子以上の場合は、出産日の3か月前から翌々月までの6か月間、保険料を減免するもので、5名分を見込んだ予算とのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第31号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、審議において、制度の周知方法についての質疑があり、住民人権課、いきいき健康課の母子手帳の交付などで確認し、連携していく予定としているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

辻本馨議員。

〔予算常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本 馨君） それでは、予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第25号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）については、審議において、大阪ウィーク等の催事参加に当たり、特徴ある催事参加の考えがあるのかを問う質疑があり、大阪ウィークについては、まだ詳細は決まっていないが、5月、8月、9月の3期に1週間ずつ、「祭り」「歴史」などのテーマに沿ったイベントを府内市町村共同で行っていく。その中で、本町の場合、だんじり、ブドウやミカンといったフルーツ等、どういうコンテンツを行っていくのか検討しており、府が各市町村に照会をかけ、協議している最中で、今年度中にはまとめていく予定としている。

本町においても、万博を契機に本町の魅力を発信していき、万博に積極的に参画することで、町民の方には万博に参加したというレガシーづくりにも効果があると考えている。そういった観点で、戦略を持って実施していきたいと考えているとのことでした。

そのほか、万博のテーマ、チケット、ノベルティなどについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第30号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第6号）については、審議において、コミュニティバス賃借料について、リースまたはレンタルのいずれかを考えているのかを問う質疑があり、リースかレンタルかについては、現時点では確定しておらず、本町の公共交通会議で決定していくことになる。事業協力をお願いしている民間のバス会社が従来の全路線をカバーできれば問題はないが、バスの運転士不足ということもあり、全路線を充足することは難しく、並行して本町のコミュニティバス事業を拡充することを見込んだ予算としている。リースでは納車に必要な期間の関係上、12月21日

に間に合わせる事が難しく、レンタルを進めていくことを想定しているとのことでした。

そのほか、公共交通会議の回数や次回開催の予定、近鉄南大阪線の法面土砂崩れの事業主体や対策、キュービクル内緊急改修工事の緊急性等についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

○議長（山田 強君） 次に、議案第22号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議については、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、認定第1号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 認定第1号、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

歳入歳出差引き額は1億7千458万2千円の黒字、実質収支は1億6千588万7千円の黒字、実質単年度収支は7千548万9千円の黒字、財政調整基金も積み増すなど、どれを取っても健全な黒字財政です。コロナ禍の中でも、富田林医師会と連携して

の迅速なワクチン接種や集団健診の実施、新生児聴覚補助の実施、少人数学級の実施が実現しました。また、国のコロナ対策の交付金を使って、一般水道料金の減額免除や、事業者支援激励金、事業者一時支援金の交付、新入学応援緊急給付金の交付など、住民に喜んでもらえる施策を実施しました。

しかし、生涯学習センターの使用料徴収が7月から始まりました。これまで公民館を利用してこられた住民の方々は、今もなお、公民館時代にあった温かい対応や無料での使用を望んでおります。受益者負担の観点から、施設を利用する方より行政サービスを受ける対価として維持管理費の一部を負担していただくことは、施設を使用する者と使用しない者との公平性の確保から妥当という考えは、住民さんの暮らしや現場の苦勞を知らない、あまりにも冷たい考えで、地方自治体として、地方自治法で定められた住民福祉の増進を図る機関としての役割を放棄するものと言わざるを得ません。

また、中山久蔵顕彰事業は、当初予算では44万6千円でしたが、日本共産党は、コロナ禍の今、北海道まで3人もの職員が行く必要があるのかと修正動議も出して反対しました。3人から2人になり、旅費も12万3千360円になったのは、一定考慮されたのかと思っています。

なお、職員さんがまともに有休を取りにくい中、北海道にまで出かけて事業をするからには、一過性ではなく、未来に続く中山久蔵顕彰事業にしていきたいと思いますので、この事業が住民に何を与えたのか、毎年検証することを求めます。

コロナ禍で、住民の暮らしは大変です。そこに、ロシアのウクライナ侵攻に始まった物価高が住民の暮らしを直撃しています。住民の暮らしを一番住民の側に寄り添って仕事をするのが職員さんです。ところが、正規の職員が少ない状態が常態化しており、そこにコロナによるワクチン接種や、国が強引に推し進めるマイナンバーカードが加わりました。様々な、あってはならないようなことが起こったのも、個々の職員さんの問題ではありません。地方に問題があるのか、慢性的に正規職員が足りないのか、背景をしっかり検証し、働きやすい職場環境をつくることを求めます。国や府言いなりの町政運営ではなく、太子町として国・府の悪政から住民の暮らしを守るため、どんなときでも住民福祉の増進を図ることを第一にした町政を求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 認定第1号、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算は、歳入総額が65億7千477万8千円、歳出総額が64億19万6千円、実質収支は1億6千588万7千円の黒字決算となっています。

歳入では、町税のうち市町村民税、固定資産税、軽自動車税の増収及び地方交付税、法人事業税交付金の増収により、町全体として8千963万8千円の増収となっています。また、ふるさと納税による寄付金の大幅な増収や、特定財源である地方債及び基金を効率的に活用するなど、令和4年度においても、財政調整基金を取り崩すことなく、行財政運営に必要な財源の確保に工夫と成果が見られました。

一方、歳出では、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策事業として、ワクチンの集団接種をはじめ、水道基本料金全額減免や、キャッシュレス決済のポイント還元による事業者支援、ひとり親世帯や非課税子育て世帯への支援など、コロナ禍における住民生活に配慮した事業実施であったと考えます。

また、令和4年7月から、図書館機能を備えた生涯学習施設「太子の森」の運用を開始したことも、住民の生涯を通じた学習や住民間の憩い・交流の推進につながるものです。

その他、子ども・子育て関連事業、高齢・障がい者福祉事業、健康づくり関連事業などの拡充に加え、老朽化した道路・橋梁施設の改修、農業次世代人材投資や農作物被害防止対策、地域公共交通の実証運行、学校等における教育環境の充実、学校施設やスポーツ施設への投資、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付の開始等、多様化する行政需要に応えるべく、事業を着実に推進しながら、将来の事業に備えて、公共施設の老朽化対策や職員の退職に必要な財源を、それぞれ基金に積み立てることも併せて実施されています。

今年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を要する状況に変わりはなく、先行きを見通すことは依然困難ではありますが、様々な要因を考慮し、町の収入を堅実に見積り、人口減少、高齢化社会に対応した強靱な財政基盤の構築と、住民誰もが安心して暮らせる、魅力あるまちづくりに努められることを要望して、賛成討論いたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第1号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対1名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対1名、起立多数でございます。

よって、認定第1号、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

○議長（山田 強君） 次に、認定第2号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は、1958年国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されたものです。

しかし、1984年に国庫負担率を引き下げる改革が行われた結果、全国で国保料の値上げが相次ぐ状況になっており、何とかしてほしいと、全国市長会など、毎年のように国の財政支援を求めています。

国保には、自営業者や75歳未満の年金生活者、非正規雇用労働者などが加入しています。世帯単位の保険料負担額は、保険料を事業主と折半する協会けんぽと比べ、倍以上です。多くの市区町村が独自に一般会計から国保財政に公費を繰入れ、保険料を抑えてきました。

ところが、自公政権は、国保への繰入れの削減廃止を狙い、市区町村と共に、都道府県を国保財政の責任主体として、繰入れ解消を主導させる国保の都道府県化を2018年度に実施し、大阪府は2024年度から府内統一を実施しようとしています。コロナ禍で住民の暮らしが大変なときに、大阪府と統一化したならば、大幅な値上げが避けられないと分かっているのなら、統一化に反対、せめて、統一化の延期を求めてください。

国保加入者から、保険料が高過ぎて納め切れないとの声が上がっており、国民健康保険料加入者の生活実態に見合った水準に見直すことは急務です。世帯主の数に応じてか

かる均等割、各世帯に定額でかかる平等割は、国保料を高くする大きな要因となっています。特に子どもの数が多いほど負担が引き上がる均等割は、まるで人頭税だと言われており、2022年度から、ようやく、就学前の子どもに限って均等割の一部を軽減することができはしましたが、制度の害悪の解消には程遠いものです。全国で均等割・平等割として徴収される保険額はおよそ1兆円ですから、ここにも、国が1兆円投入すれば均等割・平等割をなくすことができます。

そもそも、国民健康保険は、国が責任を持って財源を確保し国民に必要な医療を給付する社会保障です。国保第1条は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康保険の向上に寄与すると目的を定めています。憲法25条は、国に社会保障などの増進を義務づけ、その後、対応を厳しく戒めています。医療を受ける権利、健康に生きる権利の実現、憲法に明記された生存権を保障する国保運営を求めて、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

森田議員。

○5番（森田忠彦君） 認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和4年度の決算では、歳出において、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数の大幅な減少が見られるものの、医療費においては、新型コロナウイルス感染症による受診控えからの反動により保険給付費が大きく増加したことで令和3年度を上回る決算規模となっています。

このような中、令和4年度は保険給付費の増加に伴い補正予算を編成することとなったが、財政調整基金の繰入れを行うことなく補正予算の財源を確保できた点は、国民健康保険の広域化による効果であると考えます。

また、歳入では、保険給付費等交付金において、保険給付費の財源となる普通交付金はもとより、保健事業等に必要な特別交付金についても適切に確保していることに加え、歳入の柱である保険料においては、財政調整基金を活用することにより、被保険者の保険料負担に配慮しつつ、必要な保険料を適切に確保しています。

今後の事業運営に当たっては、令和6年度から保険料率の完全な統一を見据え、被保険者の立場に立った、より一層、公平かつ適切な国民健康保険事業の運営に努められま

すよう要望し、本決算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第2号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対1名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対1名、起立多数でございます。

よって、認定第2号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

○議長（山田 強君） 次に、認定第3号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号、令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

○議長（山田 強君） 次に、認定第4号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号、令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

○議長（山田 強君） 次に、認定第5号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的とした、2000年に創立された介護保険制度ですが、3年に一度、保険料が見直しされ、制度が始まった2000年度は、太子町の介護保険料基準額は2千925円でしたが、2021年には6千480円にもなっています。保険料が上がる一方でサービスはどんどん削られ、2022年度は、重層的支援体制整備事業という名で予算が組替えられました。

国は、地域共生社会の実現をうたい、地域福祉の担い手を住民や社会福祉事業者による互助に委ねようとしており、保険あって介護なしの状況が強まっています。年々上がり続ける介護保険料を抜本的に改善するために、国に対し国庫負担割を引き上げるよう強く求めてください。

また、太子町は、保険料を基金にため込むのではなく値下げに使ってください。取り過ぎた保険料は住民が納めたものです。住民に返すのは当然です。全国でも高い保険料の大阪府の中で、基準額6千480円は府内第10位と高額です。今、第9期の介護保険事業計画査定が進められているところですが、保険料は3年ごとに事業計画に定めるサービス費用見込額などに基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定することになっています。取り過ぎた保険料を将来不安のためにため込むとは、法のどこにも書いていません。住民福祉の増進を第一に考え、住民から取り過ぎた保険料は、次期計画策定時に全額保険料引下げに使うことを求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の中間年度であります。新型コロナウイルス

ス感染症の影響などにより、介護サービスの利用を控える状況が続いたため、積立金が増加する結果となりましたが、保険料の徴収及び保険給付実績に基づく国・府支払基金、町のそれぞれの負担割合による歳入についても適切に処理されており、介護保険事業の持続可能な点からも評価できるものです。

また、増加する要介護認定者に対し、状態やニーズに合った給付事業を実施するため、各事業者と連携を密にしながら、最適な介護サービスの提供に努めており、既存の総合相談等事業や生活支援体制整備事業については一般会計に移行して、府内でいち早く、重層的支援体制整備事業に取り組むなど、地域共生社会の実現へ向けた積極的な姿勢も評価できるものであります。

現在、日本はこれまでに経験したことのない高齢化が進展しており、今後ますます介護ニーズが増加するとともに、介護保険制度の重要性が増すものと考えられております。町では、現在、第9期介護保険事業計画を作成中とのことですが、住民ニーズを的確に酌み取り計画策定作業に努めていただきますとともに、被保険者の保険料負担に配慮しつつ、持続可能な介護保険運営に取り組まれることを要望して、本決算に賛成いたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第5号、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対1名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対1名、起立多数でございます。

よって、認定第5号、令和4年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

○議長（山田 強君） 次に、認定第6号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を劣悪な医療保険に抱え込んで負担増と差別を押しつける悪法です。2008年度の制度導入後、年々保険料は上がり続けています。更に、この制度がスタートした際に、当時の自公政権が国民の批判を受けて導入した保険料軽減措置、特別軽減を打ち切り、低所得の高齢者に保険料の大幅な引上げを押しつけました。更に、2021年には75歳以上医療費窓口負担2割化法が強行され、2022年度10月からは、年収200万円以上の人、全国370万人、後期高齢者医療制度加入者の約20%の方が、太子町では23.5%の方が2割負担となりました。コロナ禍で、ただでさえ高齢者の受診控えが進んでいる中、必要な医療が受けられなくなることを前提にした負担増は、高齢者の命、健康権、人権の侵害です。応能負担は、窓口一部負担に求めるのではなく富裕層や大企業に求めるべきです。強制加入の社会保険では、必要な給付は、保険料だけでなく公的負担と事業主負担に保障すべきです。

先進国では、医療費の窓口負担は無料が当たり前です。欧州諸国など先進国では、窓口負担は無料、または少額の定額制です。日本でも、岩手県沢内村で始まった老人医療費無料化制度が全国に広がり、1973年から1983年まで、国の制度として実現した歴史を持っており、国の政治が国民の暮らしを守る立場になれば、無料化は可能です。後期高齢者医療制度の保険料窓口負担の引上げをやめさせ、差別と負担増の制度を廃止し、高齢者が安心して入院治療、療養ができる制度となることを求めて、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

村井議員。

○6番（村井浩二君） 認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

現在の日本は、これまでに経験したことのない少子高齢化が急速に進み、生産年齢である現役世代は減少する一方で、団塊の世代が後期高齢者に移行することに伴い、後期高齢者医療制度の被保険者が年々増加していることから、今後、後期高齢者医療制度の重要性が更に高まるとともに、将来にわたって持続可能な制度として次世代に引き継ぐことが求められています。

このような中、国においては、被保険者の負担と給付のバランスを考慮し、高齢者世

代と現役世代との公正・公平な負担の在り方について、適宜、必要な見直しを行っているところ です。

これらの状況を踏まえ、本町の令和4年度後期高齢者医療特別会計決算では、医療機関等の窓口での一部負担の見直しに適切に対応し、後期高齢者医療制度の趣旨にのっとり、関係法令等に基づき適切な事業運営をしている点は、一定評価できるものと考えます。

今後におきましても、大阪府後期高齢者医療広域連合はもとより、広域連合の構成団体である府内市町村と一体となって適切な制度の運営に努められることを要望しまして、本決算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第6号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対1名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対1名、起立多数でございます。

よって、認定第6号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

○議長（山田 強君） 次に、認定第7号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第7号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号、令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定されました。

○議長（山田 強君） 次に、議案第23号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第23号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、議案第24号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、太子町空家等対策協議会条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、議案第25号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第25号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論を行います。

コロナ感染症は、まだまだ収まっていません。第9波に入っており、まだピークに達していないと発表されています。何より、今もなお、大阪府は全国都道府県別人口当たり、新型コロナウイルス感染症による死者数が全国1です。コロナ禍で住民の暮らしは本当に大変です。物価高騰も収まりません。中小企業の倒産の報道も後を絶ちませんし、身近なところでは、金剛バスの路線廃止は大きな衝撃を与えました。

世論調査では、7割近くの方が万博に興味がありません。税金をどれだけつぎ込まれ

るのかも不透明です。9月25日には、当初の計画1千162億円から2.5倍の2千957億円に膨れ上がっている。駅の整備や道路施設など各種インフラ整備費用も膨れ上がっており、総費用は1兆円近くになるという指摘がされていました。大体、本当に開催されるのかが危ぶまれています。

また、たとえ開催できたとしても、参加国は数えるほど、パビリオンはプレハブ、できたとしても、下水道工事など不完全なままではないかとも報道されており、今どき、水洗でないトイレなど考えられません。26日には、とうとう、2025年大阪関西万博で2千300億円に上振れする見通しとなっている会場整備費をめぐり、政治団体大阪維新の会の大阪府議団は、26日の府議会で、増額分を国に負担させるよう、吉村知事に要望した。開催地として府民負担増に懸念を示した形と報道される始末です。税金は1円も使わない、この約束はどこに行ったのでしょうか。

何より、太子町にとって、これがどれだけのメリットがあるのかも明確に示すことすらできていません。僅か100万4千円、大阪関西万博機運醸成事業の予算は、うち50万円は大阪府のお金だからでしょうけれども、突き詰めれば、それらは全て私たちの税金です。大阪府にお金がないのではなく、使い道が間違っているのではないのでしょうか。万博よりも、府民の暮らし、住民の暮らしに大切な税金を使え、このことを強く訴え、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 議案第25号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、一人ひとりが互いの多様性を認め、テーマのいのち輝く未来社会のデザインの下、SDGsの達成やSociety 5.0の実現を目指し、日本を成長させる起爆剤として開催される大阪関西万博の機運醸成を図る経費をはじめ、大規模な災害の発生に伴う支出の大幅増や景気の変動に伴う急激な税収の落ち込みなど、不測の事態に対応するため、地方財政法に基づき行う財政調整基金の積み立て、住民の生命・身体及び財産を守るために不可欠な消防の広域のための経費を計上するなど、いずれも重要かつ緊急性が高い予算です。

今後も、住民誰もが豊かで安心して暮らせる生活に必要な事業を着実に推進すること

を要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第25号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、議案第25号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第5号）は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、議案第26号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、議案第27号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第27号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、議案第29号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、議案第30号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第30号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第6号）は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、議案第31号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 日程第18、議員提出議案第3号、ヤングケアラー支援を求める意見書（案）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 議員提出議案第3号、ヤングケアラー支援を求める意見書（案）について、提案理由を申し上げます。

まず、提出者は、私、西田です。賛成者は、藤井千代美議員、村井浩二議員、辻本博之議員、辻本馨議員、中村直幸議員でございます。

提案理由を申し上げます。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合い以上に重い負担を負わされ、生活や学業、進学にも大きな影響を受け、ひとり親家庭では経済的な苦しさも重なっている。現在、ヤングケアラーについての支援制度が確立されていないこともあり、実態調査によって顕在化するヤングケアラーをどのように支援につなげていくかについて早急に検討していく必要があるため、ヤングケアラーの支援を求める意見書を国に提出するもの。

1、ヤングケアラーが置かれている状況を的確につかめるよう、相談窓口の設置やスクール・ソーシャルワーカーの配置など、家族をケアしている若者への相談・支援体制を強化すること。

2、家族のケアから子どもたちの責任を軽減できるよう、ヤングケアラーを支援する法律・制度を整備し、医療、介護、福祉行政を拡充すること。

以上、提案理由です。

なお、本意見書（案）につきましては、全議員参加による9月1日の全員協議会で協議したものですので、意見書（案）についての説明は割愛させていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第3号は、全議員で審議されておりますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第3号の意見書を原案のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対3名〕

○議長（山田 強君） 起立6名、反対3名、よって賛成多数でございます。

議員提出議案第3号、ヤングケアラー支援を求める意見書（案）は、原案のとおり採択することに決しました。

○議長（山田 強君） 追加日程第1、議員提出議案第4号、「地域公共交通対策特別委員会」設置を求める動議、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

村井議員。

〔6番 村井浩二君 登壇〕

○6番（村井浩二君） 「地域公共交通対策特別委員会」設置を求める動議。

提出者、私、村井浩二。賛成者、西田いく子議員、藤井千代美議員、森田忠彦議員、辻本博之議員、辻本馨議員、中村直幸議員でございます。

提案理由につきましては、9月11日、12月20日をもって金剛バス全路線を廃止することとの発表があった。住民に与える衝撃は大きく、太子町の地域公共交通の在り方が根本的に問われる緊急事態である。12月21日からのバス路線運行の確保、これからのコミュニティバスやその他の移動手段の検討、路線の検証、令和6年からの太子町地域公共交通計画を策定しなければならないなど、課題が山積している。

ついては、太子町の地域公共交通について集中して審議する地域公共交通対策特別委員会の設置を求める動議を提出する。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 「地域公共交通対策特別委員会」の設置について、反対の立場から討論いたします。

金剛バスの廃止については、ニュースや新聞などでも報道されており、住民の外出や通勤・通学に大きな影響を与え、町の最重要課題であり、議会においても議論することは重要であると考えております。

しかしながら、先日、全員協議会での事務局の説明のとおり、12月20日に太子町の金剛バスの路線が廃止となるため、早急に対応策の検討と議論を前に進める必要があります。

9月19日に開催され、私も出席いたしました太子町地域公共交通会議において、学識経験を有する委員の富山大学の都市デザイン学部都市・交通デザイン学科の猪井博登会長は、太子町の公共交通は医療に例えると出血し瀕死の状態で、まずは出血をとめる作業が必要で、いかに早く応急措置を講じるか、それが重要であると発言されています。そのため、現状の路線をどう維持していくのかを、時間がない中で考えていく必要があります。それを話し合うための場が、町内の各団体をはじめ、近畿運輸局、富田林警察、町に関係している交通事業者が参画している法定協議会の太子町地域公共交通会議であり

ます。その太子町地域公共交通会議においては、議員が意見を述べる場として、私と西田議員の2名が委員として参加をしております。そのため、太子町の地域公共交通については、特別委員会において議員の意見を取りまとめたものを事務局や交通会議に対して述べるのではなく、太子町地域公共交通会議で話し合い、推移を見極めるべきであると考えております。

また、今後、太子町と富田林市、河南町、千早赤阪村の4市町村で設置する地域公共交通活性化協議会で広域的な協議が行われますので、それらの動向も見極め、この難局を乗り切るべきであると考え、反対の討論とさせていただきます。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

村井議員。

○6番（村井浩二君） 議員提出議案第4号、「地域公共交通対策特別委員会」の設置を求める動議について、賛成の立場で討論を行います。

9月11日、12月20日をもって金剛バス全路線を廃止するとの発表がありました。11日、お昼のNHKニュースでも取り上げたこともあって、住民の中に衝撃が走りました。議員は何をしていたのか、これからどうなるのか、バスがなくなったらもう太子町には住めない、バスがあるから免許を返納したのに、どうやって買物や病院に行けばいいのかなどなど、多くの議員にも住民の皆様の怒りの声、心配な思いが届けられてきたと思います。

困っているのは住民の皆様です。金剛バス路線廃止について、町長は非常事態と、先ほどの公共交通会議猪井会長は大出血と表しました。文字どおり災害級の出来事で、太子町の地域公共交通の在り方を根本的に問われる緊急事態です。

12月21日からのバス路線運行の確保、これからのコミュニティバスやその他の移動手段の検討、路線の検証、令和6年からの太子町地域公共交通計画の策定をしなければならないなど、課題が山積しています。住民の皆様の思いを酌み取るには、町当局と議会が一丸となって局面を切り開くべきと考え、太子町の地域公共交通について集中して審議する「地域公共交通対策特別委員会」の設置を求める動議について、賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名、よって賛成多数でございます。

議員提出議案第4号、地域公共交通対策特別委員会設置を求める動議は、原案どおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

追加日程第2、選任第1号、地域公共交通対策特別委員会委員の選任を議題といたします。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条の規定により、議長が指名することになっておりますので、これにより指名いたします。

地域公共交通対策特別委員会に、私を含めた全議員を指名いたします。

ただいまの指名につきまして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました方々を地域公共交通対策特別委員会の委員に選任することに決しました。

先ほど休憩中に、地域公共交通対策特別委員会における正副委員長の選出を行っていただきましたので、報告させていただきます。

委員長に森田議員、副委員長に辻本博之議員でございます。

○議長（山田 強君） 日程第19、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長、及び地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中

の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（山田 強君） 以上で、本日の日程は全て終了し、令和5年第3回定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和5年第3回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る1日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議、並びに委員会におきまして、慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおり、認定、議決並びに同意を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、引き続き町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

さて、金剛自動車株式会社の路線バス事業の廃止の件についてでございますが、コロナ禍前からの運転手不足に加え、新型コロナの影響による乗客数の減少や燃料費高騰など、非常に苦しい経営状況が続く中でも、長年にわたり、本町の公共交通を支えていただいた金剛自動車株式会社に対しまして、改めまして、この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

しかし、一方で、住民の皆様には、今後、太子町の公共交通はどうなってしまうのかと、大変なご心配をおかけしているところでございます。

現在の全国の路線バス事業を取り巻く状況については、地方だけでなく、都市部でも減便や事業廃止が相次ぐなど、全国的な運転手不足に陥っており、今回の金剛バスの路線バス事業廃止に見られるように、南河内地域においても深刻な状況でございます。

また、厚生労働省によると、現在、全国の運転手の平均年齢は53歳で、今後の大量

退職を新規採用では賄い切れない上、令和6年4月から運転手に残業規制が適用されることに伴い、路線バスの運行に必要な人員は更に増える見込まれており、需要に対して人や物を運べなくなる「2024年問題」と言われるように、今後、運転手不足は一層深刻化する見通しでございます。

このような厳しい社会情勢の中、12月21日からの地域の移動手段を確保し、住民の生活基盤である公共交通を維持するためには、これまで以上にスピード感を持って、あらゆる手立てを講じていく必要がありますので、議員の皆様におかれましても、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、当面の対応についてでございますが、現在の町域内で完結する町コミュニティバス路線に関しましては、本町の地域公共交通会議での検討を踏まえつつ、ダイヤや路線等の見直しや運転士の確保に全力を挙げているとともに、併せて、近畿運輸局や警察等との必要な協議を進めてまいります。

更に、行政区域をまたがる路線に関しましては、10月上旬には、本町を含めた富田林市、河南町、千早赤阪村による協議会を立ち上げ、国や大阪府の助言を受けながら、広域連携による対策を早急に進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の状況についてですが、全国的には既に9月20日より秋のワクチン接種が開始されております。集団接種から個別接種へ移行する流れとなっております。しかしながら、本町では、現況を鑑み、引き続き富田林医師会にご協力をいただき、現在のところ、10月に2回、11月に3回の計5回の集団接種を万葉ホールにおいて実施する予定となっております。

新型コロナウイルス感染症については、5類へ移行し、感染対策が緩和されましたが、本町といたしましては、今後の感染の急拡大等に備え、感染者数の動向などを注視しつつ、引き続き、基本的な感染予防対策を呼びかけてまいります。

次に、この秋の行事やイベントについてでございます。

新型コロナウイルス感染症については、引き続き予断を許さないものの、ニュースでは、4年ぶりという言葉が聞かない日がないくらい、コロナ禍で失われた3年間を取り戻すかのような、全国各地のイベントやお祭りの様子が報道をされております。本町においても、竹内街道灯路祭り、文化祭、ふれあいT A I S H Iなど、今年の秋に開催するイベントについては、コロナ禍以前の姿で実施できる予定であり、ぜひ、この機会に多くの住民や来訪者の方々に太子町を楽しんでいただき、地域経済が活性されることを

期待しております。

一方で、長期にわたるコロナ禍のダメージは、コミュニティ活動をはじめ、様々な分野に及んでおり、あらゆる場面で簡単にコロナ禍前の状況に戻るわけではないことも認識しております。本町といたしましては、引き続き、まちの活気を取り戻すべく、本町の実情に応じた取組を推進してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、まだまだ厳しい残暑が続いておりますが、朝晩は幾分過ごしやすくなり、虫の音にも深まる秋を感じるようになりました。議員の皆様、また、住民の皆様にとりまして、実り多き秋となりますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 去る9月1日に開会して以来、本日までの27日間、提出されました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘、並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

○議長（山田 強君） それでは、これをもちまして、令和5年第3回太子町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時30分 閉会）

○議長（山田 強君） 本日はどうもご苦勞様でございました。
これにて散会いたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 山 田 強

太子町議会議員 辻 本 博 之

太子町議会議員 辻 本 馨